

平成27年 3月 3日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成27年3月3日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 2号 東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 3号 東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第 10 議案第 4号 東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例を制定することについて
- 日程第 11 議案第 5号 東庄町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 12 議案第 6号 町税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 13 議案第 7号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 14 議案第 8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第 15 議案第 9号 教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関

する条例を制定することについて

- 日程第 16 議案第 10 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例を制定することについて
- 日程第 17 議案第 11 号 平成 26 年度東庄町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 18 議案第 12 号 平成 26 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算  
（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 13 号 平成 26 年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 14 号 平成 26 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 3  
号）
- 日程第 21 議案第 15 号 平成 27 年度東庄町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 16 号 平成 27 年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 17 号 平成 27 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 24 議案第 18 号 平成 27 年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 27 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予  
算
- 日程第 26 議案第 20 号 平成 27 年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 21 号 平成 27 年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第 28 議案第 22 号 平成 27 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予  
算

日程第 29 休会の件

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 2 号 東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業

の実施に関する基準を定める条例を制定することについて

日程第 9 議案第 3 号 東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護預保某支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについて

日程第 10 議案第 4 号 東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例を制定することについて

日程第 11 議案第 5 号 東庄町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 12 議案第 6 号 町税条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 13 議案第 7 号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 14 議案第 8 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

日程第 15 議案第 9 号 教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例を制定することについて

日程第 16 議案第 10 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 17 議案第 11 号 平成 26 年度東庄町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 18 議案第 12 号 平成 26 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 議案第 13 号 平成 26 年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 議案第 14 号 平成 26 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

出席議員（16名）

- 1 番 宮 澤 健 君
- 2 番 林 俊 之 君
- 3 番 大 網 正 敏 君
- 4 番 花 香 孝 彦 君
- 5 番 佐久間 義 房 君
- 6 番 板 寺 正 範 君
- 7 番 城之内 一 男 君
- 8 番 高 木 武 男 君
- 9 番 林 甚 一 君
- 1 0 番 鈴 木 正 昭 君
- 1 1 番 多 田 和 弘 君
- 1 2 番 土 屋 進 君
- 1 3 番 山 崎 ひろみ 君
- 1 4 番 宮 崎 正 吾 君
- 1 5 番 高 嶋 雅 弘 君
- 1 6 番 鎌 形 寿 一 君

欠席議員

な し

出席説明員（15名）

- 町 長 岩 田 利 雄 君
- 副 町 長 清 水 正 幸 君
- 監 査 委 員 平 山 茂 君
- 会 計 管 理 者 鈴 木 努 君
- 健 康 福 祉 課 長 石 毛 克 身 君
- 総 務 課 長 金 島 正 好 君
- 病 院 事 務 長 鈴 木 和 雄 君
- 産 業 振 興 担 当 課 長 石 毛 一 久 君
- ま ち づ くり 課 長 大 後 修 司 君
- 町 民 課 長 多 部 田 秀 也 君
- 農 業 委 員 会 事 務 局 長 河 津 静 夫 君

教育委員会委員長 林 英 伸 君  
教 育 長 小 澤 茂 君  
教 育 課 長 林 敏 行 君  
生涯学習担当課長 笹 本 博 之 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 小 林 豊  
次 長 宮 前 玉 子  
主 査 箕 輪 広 次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成27年3月東庄町議会定例会を開会します。

会議に先立ち報告します。去る2月6日、全国町村議会議長会定期総会において、自治功労者表彰があり、本町議会の高嶋雅弘議員と私の2名が表彰されました。

ここで表彰状の伝達を行います。事務局長がお名前を申し上げますので、前にお願いします。

(表彰)

議長(鎌形寿一君)

以上で表彰状の伝達を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番 林甚一君、7番 城之内一男君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの10日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、多田和弘君。

11番(多田和弘君)

平成27年3月定例会の運営について報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る2月24日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案23件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から12日までの10日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は7人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、諮問第1号及び同意第1号をそれぞれ上程し、採決を行います。続いて、議案第2

号から議案第14号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の4日は、議案第15号から議案第22号までの、平成27年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行います。次に、議会の議決をいただいて議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、お手元の委員会付託表のとおり、詳細な審査をこれに付託することとなります。ここで暫時休憩し、引き続き議場において予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行います。終了後、本会議を再開し、改めて委員長、副委員長の互選結果の報告を行い、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の5日から11日までは休会としまして、この間、5日、6日、9日には予算審査特別委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の12日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第15号から議案第22号までの予算審査特別委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、組合議会等の報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。よろしく願います。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月12日までの10日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの10日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第180条の規定に基づく議会の委任による専決処分事項に

ついて町長から報告がありました。内容については配付の印刷物のとおりですが、その経緯等について説明願います。

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、昨年6月議会におきまして議会の権限に属する事項のうち、町長が専決処分することができる事項の指定をいただいたところです。

その事案が発生しましたので、町長が専決処分し、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

専決処分書をごらんいただきたいと思います。

事案の概要でございますが、平成27年1月10日、東庄町小南地先の町道0103号線を損害賠償の相手方が自動車で行中、舗装肩破損の段差に車輪を落とし、車両を損傷する事故が発生しました。

損傷の程度は、左側前輪のタイヤホイールのゆがみ及びタイヤのパンクです。町といたしましては、道路管理に瑕疵があったものとして、修理代金の一部となる5万4,186円を支払う内容で、2月3日、専決処分、翌4日、示談書を取り交わし、2月9日、一般会計から支出いたしました。

なお、この賠償金は全額、全国総合賠償保険から町へ保険金があり、2月13日、一般会計の歳入として処理しております。

また、道路舗装の段差につきましては、速やかに土のうにより段差を埋める応急措置をし、現在は舗装補修が完了しております。

今後、こうした事故が発生しないよう、町道の適正な維持管理に努めてまいり所存でございます。

以上で説明を終わります。

議長（鎌形寿一君）

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務の

ため、欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。行政報告を申し上げる前に、会議に先立ち、全国町村議会議長会自治功労表彰の伝達が行われました。

このたび、受賞の栄誉に浴されました鎌形寿一議会議長並びに高嶋雅弘議員には誠におめでとうでございます。引き続き、町政発展のためご活躍をされますことを心よりご期待を申し上げる次第でございます。

それでは、平成26年11月16日から平成27年2月20日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の選挙関係でございますけれども、12月14日、衆議院議員総選挙が施行され、本町の投票率は小選挙区で59.7%でございました。県内では市議会議員選挙が同時に行われました香取市を除けば県内市町村で最も高い投票率でございました。

次に、2ページ目上段の臨時福祉給付金関係でございますけれども、1月5日を持って申請受付を終了し、昨年7月からの申請受付件数は1,803件、支給額合計は3,197万5,000円となりました。

次に4ページ目上段の町民課、賦課徴収関係でございますけれども、平成26年度町県民税を初め、国保税等の更正分納税通知書を記載のとおり発送しております。

また、滞納処分といたしまして、差し押さえやインターネット公売、滞納整理として臨戸徴収を実施しております。今後、税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、6ページ目、中段、子育て世帯臨時特例給付金関係でございますけれども、臨時福祉給付金と同様に、1月5日をもって申請受付が終了し、受付件数は955

件、支給額合計では1,374万円となりました。

次に10ページ目の衛生関係に記載のとおり、各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

また、11ページ目上段に子ども医療費対策事業について、11月から1月支払い分の件数及び支給金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減に繋がっているものと考えます。

次に12ページ目、介護サービス利用件数、地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に13ページ目からのまちづくり課の建設関係でございますけれども、耐震整備工事費等8件、総額で5,369万円余りの工事の発注をいたしました。

また、14ページ目中段、公園関係でございますけれども、JR下総橋駅前の駐車場整備工事を発注しております。

次に、16ページ目上段でございますが、観光PRということで、NHKを初めとするテレビ放映の収録、放送が数多くありました。特産品のいちごやSPF豚を使った商品開発などを特集してもらったわけですが、県内外からの大きな反響がありました。

また、1月21日付で本町にゆかりのあるお二人の方に観光大使としてお願いをいたしました。西田あいさんと玉川奈々福さんでございます。本町のイメージアップと知名度の向上に活躍を期待しております。

また、地域活性化事業ということで、笹川駅前LEDライトアップ事業に50万円を交付しております。

最後に18ページ目、東庄病院関係でございますけれども、診療状況につきましては、入院患者数が一日平均51人、そして外来患者数が117人となっており、経営は順調に推移をしているものと認識しております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育長、小澤茂君。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。19ページをごらんください。

1の教育委員会関係は、定例教育委員会が3回、臨時教育委員会1回、教育委員協議会を3回行いました。

2の学校教育関係、(1)は、平成27年度東庄町立幼稚園児募集結果であります。97名の該当者のうち45名の応募者数で、46.4%という低志望率でありました。今年だけの現象であってほしいと願っております。

(4)小学校統廃合について意見をいただく会を1月25日に行いました。多くの議員の皆様にご出席いただき、ありがとうございました。

20ページ、3の生涯学習関係、コジュリン通学合宿は、各小学校五、六年生24名が公民館に宿泊して、公民館から各学校へ通学するというものであります。学校から戻ってきて自分たちで食事の買い物をし、自分たちで食事づくりや後片づけをし、また翌日は朝食の準備、片づけを行って登校するというものでございます。

3日間行いましたが、子供たちには大変好評でありました。

コジュリンマラソンは355名の参加があり、年々、少しずつ参加者がふえております。

あとは記載のとおりです。

以上で、教育委員会の行政報告といたします。

議長(鎌形寿一君)

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番(山崎ひろみ君)

おはようございます。山崎でございます。本日も一般質問を行わせていただきます。

町制施行60周年の記念事業等を盛り込み、平成27年度の一般会計は11年ぶりの50億円超という予算案が提示されました。町民のための事業予算が組まれることを期待いたします。

本日は2点の質問事項について、町長と担当課に答弁をお願いいたします。

初めに、今後のまちづくりについて。先の第1回臨時会において、岩田町長の6期目の就任に当たる所信表明を伺わせていただきました。本日はその中から、今後

の具体的施策についてお聞きしたいと存じます。

初めに、国は地方創生を最重要課題とし、強力に推進しております。国に対し、要望すべきことは要望し、活用すべき制度は大いに活用し、国と一致協力して、ふるさと東庄の発展につなげてまいりたい。まちづくりに対する町民の思いを、アンテナを高くしてとらえ、小さな町だからこそできるきめ細かな行政を展開していくとありました。

市町村には2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられていますが、町長としてはどのような総合的な柱となることをお考えでしょうか。

2点目に、この4月1日から地方教育行政が改正され、教育行政が大きく転換します。町長と教育委員会の協議の場である総合教育会議を設置し、教育に関する大綱を策定する。小学校の統廃合についても、町民の合意ができれば速度を上げて取り組みたい。さらに子供たちの教育は将来に向けた大きなテーマだと考える。義務教育の9年間を6年、3年にとられる必要はない。4年、5年でもよい。義務教育をさらに1年早め、5年、5年の10年間を一つの義務教育期間とすることも検討していきたい。東庄町だからこそできる新しい教育の町を目指したいとありました。これは大変大きな発言であると私は考えます。これまでの経過として、平成23年12月に教育行政諸課題検討委員会を立ち上げました。小学校の統廃合と給食センターをどうするかがメインテーマだったと私は認識しておりました。

小学校の統廃合については、アンケート調査や意見を聞く会を開催し、平成25年11月に町教育委員会に答申を出し、教育委員会協議会でさらに検討し、住民説明会等も実施し、平成32年度をめどに、笹川小学校のところの一つにする計画案が発表されました。私も町民の皆さんにいろいろな場で説明もさせていただきました。これが大きく変わるということでしょうか。お聞きしたいと存じます。

給食センターの建設についても、喫緊の課題だと認識しておりました。私も学校給食センター運営委員会のメンバーになっており、整備方針案についても検討されてきました。しかしながら、来年度予算に組み込まれていないとお聞きしました。町長も子供たちにおいしい給食を食べさせたいとよくおっしゃっておられました。これもまた大きく変わるということでしょうか。

学校教育に関しては、折に触れ、町長の持論をお聞きすることもございました。

大変に大きな問題だと考えますので、ぜひこの場でもお考えをお聞きしたいと存じます。

3点目に、高齢者に対する施策も述べられております。本日質問事項の2番目で伺うことになっておりますが、町長のお考えがあればお聞かせください。

4点目、これまで事情があつてなかなか改善されなかった生活道路に光を当て、関係者の協力をいただきながら、整備を進めていくとありますが、特にこれは実現したいとお考えのことがあればお聞かせください。

最後に、まちづくりは人づくりです。子供たちがこの東庄町で育ち、やがて東庄町を支え、創っていつてもらうことが願いである。そしてまた豊かな自然、文化、住民気質などの特色を生かし、東庄町だからこそできる、東庄町でしかできない、そのようなまちづくりに全身全霊を傾けて取り組むと述べられております。その思だけは微力ながら私も一緒です。

しかし、町長におかれましては、具体的に施策を展開していかねばならないお立場です。若者が安心してこの町に帰ってこられるために、仕事のこと、子育て支援、住環境等々、さまざま整理することがあります。町長が目指す今後のまちづくりについて具体的にお聞かせください。

次に、2番目の質問事項であります。高齢者施策について伺います。

初めに、質問要旨の順番が逆になってしまったことを訂正させていただきます。

2025年、団塊の世代が全て75歳以上になるとき、約5人に一人が認知症になるとの推計が出されました。人には生老病死という四つの苦しみがあり、誰もが避けては通れません。しかし、老いること、また病むことについての受けとめ方は千差万別であります。高齢者が明るく尊厳を保ちながら、さらにはその周りの人たちが安心と幸せを実感できるかが課題だと考えます。

平成27年度は高齢者福祉計画第7期、介護保険事業計画第6期の初年度に当たります。そこで認知症及びその予備群に対する環境整備の推進状況、そしてまた将来設計はどのようにお考えか、お聞きしたいと存じます。

高齢者の中には、認知症にならない、介護の手もかりないように、みずから気をつけ、日々努力されている方もおられます。

先日、町老人クラブ連合会のお楽しみ会にご招待いただき、出席させていただきました。170名余りの参加者がありました。当たり前かもしれませんが、皆さん

お元気でした。会員の方は日常的にグラウンドゴルフや踊り、カラオケ、また、ボランティア活動もされていらっしゃると思います。平成26年6月1日現在の町のクラブ数は16クラブで、会員は337名とのこと。これは千葉県下では大変低い数値にあります。全国老人クラブも本年度から5年計画で100万人会員増強運動をスタートさせ、数値目標を掲げたと新聞記事にもありました。会員を増やそうとしている現実、老人クラブの活動が介護予防に大いに成果があらわれているかではないかと私は理解しています。高齢者施策の中に位置づけるべき有効な取り組みと考えます。

我が町として、もっとサポートしていくべきだと考えますが、町の見解をお聞かせください。

私は常々、各地区にある集会所の有効利用を訴えております。青年館、区民館など、呼び名はそれぞれ違いますが、高齢者が歩いて、またシルバーカーを押しながら、皆が集まってこられる位置にあります。近年は集会所の利用は役員会や年に二、三回、子供会が使用、又、祭りや下座の練習に使われるぐらいで、平日の昼間はほとんど利用されていないのが現状ではないでしょうか。

個人のお宅に集まるのは遠慮があります。寒い時期、お年寄りがわずかな日の当たる場所に手押し車に腰かけて、おしゃべりしている姿も見かけます。しかし、寒いからといって、家の中に引きこもってばかりでは、体も頭も退化してしまいます。町地域包括支援センターで幾つかの介護予防事業を実施していますが、月1回、おでかけ号を使って、町内の高齢者を送迎して開催するには限界があると考えます。地区の集会所なら、少し歩いて友達に会いに行く。そこでおしゃべりをする。お互いの健康状態を確認する。家にあったお新香でも余っているお菓子でも持参して、それぞれが都合のよい時間、そこで過ごす。時には町の出前講座に来てもらう、そこから発展したら、自分たちでラジオ体操をやるとか、知恵を出させます。高齢者は、家にこもってしまったら、いいことは何もありません。

集会所の使用に関しては、各地区の取り決めのもと、運営されていると思いますが、町として、介護予防の一環として、高齢者の利用に関して区の集会所に対して奨励金を出すというようなお考えはありませんか。高齢者施策といって、型にはまった事業計画を並べても効果が少ないこともあるのではと考えます。これからは町独自の施策が重要になると思います。高齢者の活動、生きがいつくりの場をどのよ

うにサポートできるか、町の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいまの山崎議員のご質問にお答えをいたします。

総合戦略の柱ということでございますけれども、本町ではこれまでもあらゆる分野で町民福祉の向上、地域の活性化という課題に取り組んでまいりました。地域包括ケアを中心とする保健医療福祉の一体的な取り組みや子育て支援、学校施設を初めとする公共施設の耐震化などの安全安心なまちづくり、町民のアイデアを実現するための地域活性化補助金、他の市町村に先駆けての取り組みでございました。これらの一つ一つがまさに町を元気にする地方創生の柱であると私は確信をしております。

最近では、品質管理の行き届いたアイベリーいちごや農林水産大臣賞を受賞したSPF豚、地産地消ということで、この豚肉を使った地元飲食店の魅力あるメニューづくりなど、農業経営者や事業経営者の努力が実を結んできていると思っております。

NHKを初めとして、メディアで取り上げられ、そしてまた大変な反響であったということも大変うれしい限りでございます。改めて申し上げますと、安心安全のまちづくり、子育て支援、教育、農業を中心とする産業振興、観光振興、地域包括ケアを中心とする保健医療福祉の一体的な取り組み、また社会基盤の整備など、これまで取り組んできた全ての施策をさらに検討し、総合戦略を策定してまいりたい、このように考えているところでございます。

私は、地方創生は人を大切にすることであり、それが町の魅力となり、安心して住んでいただける、単に企業がくれば、それで済むということではなく、地に足をつけてそこに住む人々のための施策を展開してまいりたい、このように考えております。

次に教育に関する取り組みでございますけれども、質問がございましたように、小学校の統廃合につきましては、平成32年度を目途に1校に統廃合する方向で道筋が見えてきたわけでありまして、その基本的な考え方は変わるものではありません。

ん。私は、将来的な児童数の推移や中学校などのことを考えると、方法論として連携や一貫教育というものを先を見越して考えるべきであると、このように考えているところでもあります。

本町は幼稚園の統合、中学校の統合を経験しております。校舎が離れていても統合はできるわけございまして、5年後の統合にこだわることなく、議会や町民の理解が得られるならば、今年をスタートとして3年ぐらいでこの問題が解決できればと。そしてまた方向を打ち出せればいいと、このように考えているところでございます。

給食センターの建設でございますけれども、これまでと考え方が変わるものではありません。子供たちに安全で安心な食事を提供する、またおいしく召し上がっていただく、そういうことが、子供たちが一斉に給食を食べる、その集団的な時間が子供たちの成長につながる、このように考えているところでもあります。

そのような提供の仕方は、今後、もっとやはり検討すべきではないだろうかということで、その視点で給食を考えてまいりたいと思っております。すぐに事業が進められるよう、準備の段階として今も進めております。

次に、高齢者に対する施策でございますが、検診、人間ドック、そしてまた健康増進の施策など、病気の早期発見、病気にならない施策を積極的に進めてまいりました。その効果が私はあらわれてきたと考えております。

県の取りまとめる国民健康保険事業年報によりまして、一人当たりの医療費の少ない自治体として、本町は上位三つの市町村に入っております。しかしながら、今後、国全体として医療費の削減という大きな課題に向けて、在宅での看護、介護といったニーズがさらに高まってまいります。町としても、訪問看護、訪問介護の分野でさらに力を入れていく必要があると、このように考えているところでもあります。

また、所信表明でも申し上げましたけれども、認知症対策は、現在どの市町村も進んでおりません。本町では、早期に認知症サポーター養成講座の開設、認知症コーディネーターの設置などに取り組んできたところでもあります。今後、看護師、保健師などを自宅訪問させ、相談や支援に当たる「初期集中支援チーム」を設置し、認知症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

高齢社会と言いますが、高齢者は人生の先輩として、また地域社会をつくる一員として、元気に活躍をされることが喜ばしいことでもあります。そのために保健、医

療、福祉の一体的な取り組みをさらに強く進めてまいりたいと考えております。

次に、社会基盤の整備に関するご質問ですが、本町の道路改良の状況は、近隣市町村に比べ大変良いものと考えております。近年は、統計的に比較する数値がございませんけれども、本町の改良率は町道認定された道路に対しまして、78.03%という高い数値を示しております。

道路改良が進むということは、生活の利便性が向上することにつながり、消防車や救急車といった緊急車両の通行においても安心安全につながるものでございます。この後ご審議をいただく新年度予算におきましても、特に道路関係の予算に重点を置いているところでございます。

また、従来からの懸案事項であります笹川駅南側の道路整備につきましても、住む人々が不便をきたしているということでご協力をいただきながら、何とか改善をしてみまいりたいと、このように考えております。

道路の舗装拡幅や、排水整備に向けた測量を実施し、平成27年度、本年をスタートの年にしたい、このよう考えているところであります。

最後に、まちづくりについて申し上げます。

所信表明で申し上げましたとおり、まちづくりは人づくりであります。この東庄町で子どもが生まれ、家庭、学校、そして地域で育まれていくそのために、出生を含め、子育て支援を充実し、よりよい教育を目指し、子どもたちが育つ地域の人々が郷土を愛する絆で結ばれていく、そのような環境で子どもを育ててみたい、このように考えているところでもあります。

やがて年齢を重ね、地域社会の一員となって、まちを創っていてもらいたい。それが夢であります。

活躍の場が東庄町、そして日本国内、またさらには世界が舞台になるかも知れません。その場合でも、いつもふるさと東庄町を思い、ふるさとのために何かできないか、そういうことを思ってくれる子どもたちを町民の力で育てまいりたい、このように考えているところでもあります。

本町から青年海外協力隊の一員として、中米ホンジュラスで感染症撲滅事業に貢献した女性が、帰国後、大学を卒業し、地元、東庄工業団地の企業に就職をされました。就職に際し、東庄町への就職を選択したということでございます。その報告を受けたとき、私は大変うれしく思いました。まちづくりに必要なのは、町のため

に何かできないかと考える人が地域にたくさんいてほしい、それも願いであります。

私は、そうした人材を育て、また東庄町に魅力を感じ、町のために何かをしよう  
と考える人を、一人でも多く育てて行くことが、私の考えるまちづくりの基本であ  
ります。

人と人が理解し、協力し合い、そして連携をして、東庄町を元気にしていきたい、  
そういうことが私の願いであります。

今後もこの思いは続けて力強く進んでまいりたい、このように考えているところ  
であります。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問事項の2番目、高齢者施策についてお答えいたします。

質問内容は大きく分けて3点になると思います。

1点目は、認知症対策の進捗状況と今後の計画について。2点目は、老人クラブ  
の活動へのサポートについて。3点目は、地域での高齢者の生きがいづくりの場の  
提供について。それぞれ現状と今後の対策等についてお答えいたします。

1点目の認知症対策の進捗状況と今後の計画についてですが、町では認知症サポ  
ーター養成講座を平成23年度から本格的に実施しており、329名の方が受講し  
ております。また、平成25年度からは認知症コーディネーターを2名配置してお  
ります。

現在策定中の第6期介護保険事業計画の中では、認知症サポーター養成講座の回  
数を増やし、受講者の増員を図るものであります。

また、認知症初期集中支援チームの整備と認知症地域支援推進員の配置を平成2  
9年度に実施するため、平成27年度から平成28年度で専門職の方々に研修を受  
けていただく予定でございます。

この認知症初期集中支援チームは、認知症の初期の段階で医療機関や介護サービ  
ス事業所が連携して、認知症の人やその家族に対して個別の訪問支援を行うもの  
です。

また、認知症地域支援推進員は、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機

関をつなぐ連携支援と認知症の人やその家族を支援する相談業務を行います。

なお、医療と介護の連携につきましては、県内でも先進的な事業として昨年度から実施している在宅医療と介護連携事業にかかる研修会等を通して、交流が図られていますので、今後もスムーズに事業が展開されるものと思っております。

2点目の老人クラブの活動へのサポートについてですが、議員さんがおっしゃられるように、老人クラブで活動されている高齢者の皆様はとても元気です。町では、平成24年度に老人クラブ活性化事業補助金を新設して、単位老人クラブの活動に助成を行っていますが、老人クラブの増加にはつながっておりません。老人クラブの増加には、リーダーの養成や若年高齢者の加入促進に力を入れなければなりません。他市町村の状況等を把握しまして、町として何ができるか、今後検討してまいります。

3点目の地域での高齢者の生きがいづくりの場の提供についてですが、町では高齢者のグループを対象に出前講座を実施しております。内容は、介護予防のための運動や頭の体操などでございます。平成26年度からは、はつらつ支援ボランティア養成講座を受講された方にも協力をいただいておりますが、出前講座の回数はなかなか増えておりません。今後もボランティアの協力者を増やし、町内どこへでも出前ができるような体制を作るとともに、町民に周知を図っていきたいと思います。

なお、集会所等の利用に関する奨励金については、利用状況等を把握しておりませんので、検討事項とさせていただきますが、議員さんがおっしゃられたように、出前講座から発展して、高齢者みずからが知恵を出し合って活動できるようになれば、町といたしましても、地域と連携した施策を検討したいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

町長、答弁ありがとうございました。

本日、一番お聞きしたかったのは、教育行政が変わるということで、町長のお考えも所信表明をいただいたときに、もしかしたら大きく私たちが予想だにしないものになるのかなという不安と期待と両方がありましたので、質問させていただきました。

基本的には変わらないというお話でした。でも、子育てをしている若い世代にとっては、学校とか教育はとても重要な課題だと思いますし、生活の中で大きく占める部分であるので、どこに住むか、今、どこでもアパートもありますし、住むところはどこでもできます。やっぱりどこで生活をするかということで、子供の将来のことを考えたときに、一番大きくウエートがかかる部分だと思いますので、町長の理想どおりにすばらしい教育環境で子供たちを育てられれば本当にいいなと思います。

これを今年1年でやるわけではありません、町長、この4年間の間に推し進めていくということですので、それがやはり教育委員会、私たち議員もそうですし、私は町職員の皆さん全員がどういう思いで、町長や副町長がいろいろ提案をしても、職員の方がどういう思いでいるのか、職員は自分の部署だけわかればいいというものでは、私はないと思いますので、皆さんが本当にまちづくりを考えるのであれば、庁内でもきちんと将来設計を話せるような場を設けるとか、若い人、若い人じゃなくても結構ですので、職員の意見を聞く場も必要ではないかと思います。

全員が同じ思いで前に向かっていかないといい結果は生まれないかと思います。町長らしい、これからリーダーシップでやっていっていただけたらと思います。

本年度は道路予算も大きく増額されておりました。本当に期待しております。町道改良率といって、数字だけ見ても、本当に困っている人たちがいる部分が良くならなければ、率が高まっても意味がないと私は考えておりますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

高齢者施策のほうですが、認知症サポーター養成講座は、私も受講させていただきました。認知症を理解するということに関しては学ばせていただきましたが、もう一步、前へ進めて、直接高齢者とかかわれるシステムづくりができればいいのではないかと思います。受講者は何かしら役に立ちたいという思いの方が多はずだからです。

そのほかに高齢者施策として、現在、毎月1回、社会福祉協議会においてボランティアグループの方が60から70食のお弁当をつくり、独居高齢者のお宅に民生委員さんが届けるという給食サービスが実施されています。これは大変喜ばれておりますので、継続が必要かと思われませんが、これとは別に他の自治体では宅配弁当に対して補助制度を取り入れ、高齢者には少し安価で購入できるようにしていると

ころもあります。食は生活の中で大変に重要な位置にあります。独居だけではなく、夫婦世帯であっても、料理をするのが困難になっている高齢者もいます。町としては取り入れるお考えはありますか。

それから、老人クラブの活動ですが、先日お聞きしました老人クラブで活動されている方は振り込め詐欺等の被害に遭うのが少ないと香取警察署の生活安全課長さんが強調されておりました。また、県の老人クラブ連合会の会長さんは、老人クラブの加入促進には区長さんの協力が必要とおっしゃられていました。岩田町長も常々地域のコミュニティを強調されています。薄くなりつつあるご近所のつながりを取り戻すためにも、何か手だてを考えなければならないのではないのでしょうか。

それから、集会所の利用の件ですが、今、全国的にも進められております認知症カフェ、カフェというところちょっと難しいかもしれませんが、誰の手も借りずに一人で歩いていける場所、往復歩くのもいい運動です。たとえ今二世帯、三世帯で同居でも、家族との会話は少ないのが現状だと考えます。同じ世代の人と話すのは、話題も合うし、楽しいものではないのでしょうか。そしてまたストレス解消、元気も出てきます。

こういった意味で、簡単に集会所を利用して、大きなカフェというのではなく、そこに集まって、お茶を飲んで話ができる、そういう場所をセッティングしてあげられるようにしたいと考えております。

それから、そこにまたプラスして生きがいづくりということで、耕作していない土地を利用して、高齢者や子供たち、また障害のある方などが野菜や花づくり、実のなる木を育てるなど、やりがい、生きがいを見出せる居場所をつくってあげられないものではないのでしょうか。

そしてまた、少し若い高齢者に対しては、ウォーキングコースの整備、楽しく目標を持って取り組めるコースづくりも必要かなと思います。

特に私が気になった一つの点は、健康福祉センターの隣にある公園の活用です。利用者はほとんどなく、大変にもったいないと思います。せっかく設置されているものを多くの人に利用していただけるように整備するべきではないかと考えます。

高齢者施策も本当にたくさんあります。でも、ほかの町ではない独自のものをやるのであれば、とっぴ的なことであっても、この小さな町だからできるという施策もできるのではないかなと思いますので、町長、また担当課にお願いしたいと思いま

す。

以上で2回目を終わります。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議員さんの質問の中で、まず1点目の食事サービスについてですが、これは議員さんがおっしゃられましたように、現在も町社会福祉協議会のほうで月1回の、これは8月を除く年間11回ということですが、食事サービスを実施しております。

これはボランティア協議会に登録しております団体の方に弁当をつくっていただきまして、独居世帯などの高齢者に民生委員・児童委員さんが安否確認を兼ねまして、配達をしております。

議員さんがおっしゃられましたように、有料の配食サービスについてですが、これは近隣市町でも実施しております。今後、独居高齢者が増えることが見込まれますので、町としても検討していきたいと考えております。

続きまして、2点目の老人クラブの活動についてです。その中で、まず老人クラブの会員の増強ということで、先ほども答弁をいたしましたけれども、やはり町だけではなかなかできません。事務局が社会福祉協議会のほうで行っておりますので社会福祉協議会と町が連携をとりまして、先ほど議員さんがおっしゃられました区長さんなどにご協力をいただきまして、会員の増強を図っていきたいと考えております。

続いて、認知症対策ということで、認知症カフェを計画ということですが、今後、高齢化社会で、高齢化に向かう認知症対策については、本当に重要な対策になってくると思います。高齢者の集う場所づくりは必要であります。これから空き家等の対策と関連するとは思いますが、場所の確保に合わせてボランティアの育成などを推進できればと考えております。

最後に、ウォーキングコースの整備についてでございます。先ほど議員さんがおっしゃられました保健福祉総合センターの脇に健康づくりの里公園という公園がございます。町では以前、ウォーキングコースということで、リーフレット等を作成いたしました。コースにつきましては、笹川駅から利根川の堤防を經由して、下総

橋までのコースと下総橋駅から雲井岬を通りまして、県民の森までのコースを町で推奨しておりました。しかし、なかなかそれをうまく利用された方というか、ウォーキングされた方は少なかったと思っております。

議員さんがおっしゃられますような、健康づくりのためのウォーキングコースということですが、それについては公園に併設したコースということだと思いますが、町には大きい公園などありません。なかなかコースの整備については難しいと思いますので、現在、黒部川や利根川の堤防、桁沼の周回道路など、ウォーキングされる方がたくさんおります。そういうコースを検討しながら、推奨コースなどを検討したいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

石毛課長の答弁、ありがとうございます。福祉課は本当にいろいろなところ、多岐にわたった施策をしなければいけないので、本当に大変だと思います。だから、それにはやっぱり人の手を借りないとできません。策定計画をいろいろ認知症対策はもうしましたけれども、紙の上だけの計画では、全然私はだめだと思いますので、やはり核となる人を立てて、そこでチームをつくって何か一つ新しい事業を起こしていくぐらいのことをしなければできないと思います。それにはやっぱり町職員のOBの皆さんにもぜひお力をいただいて、町長は現職でありますけれども、多くの我が町のOBの方がいらっしゃいます。埋もれた人材になっておりますので、ぜひ掘り起こしていただいて、先頭に立って引っ張っていただいて、高齢者施策を展開していただきたいと思います。

先ほど健康づくりのウォーキングコースと言いましたけど、わが家の下の堤防沿いも多くの方が歩いております。歩いているのは、自分の時間に合わせて歩くんですけど、せめてここから何メートル、ここまで歩くとどのぐらいのカロリーを消費するとか、何かアクセントをつけてあげるとやる方もまた張り合いが出るんじゃないかと思います。そういう場所は、他にもできるかと思います。新しくそこを整備するのじゃなくて、そういうちょっとアクセントをつけてあげられればいいのかと思います。

認知症カフェに対しては、町長も多分持論を持っていらっしゃると思いますけれども、本当にますますこれから需要が必ず出てきます。我が町独自ののができればいいなと思っております。

最後に町長、何かありましたら一言お願いしたいと思っております。

以上で終わります。

議長（鎌形寿一君）

町長岩田利雄君

町長（岩田利雄君）

いろいろなご意見をいただきました。ありがとうございました。

実は、町には行政協力員まちづくり会議という会議がございます。この席でも今の問題、少子化の問題、また高齢者の問題を取り上げてみたいなというふうに思っています。というのは、各地区にある施設ですね、その権限は区長が持っておりますので、理解していただいて、それでまた地域の中の高齢者の見守りといいますか、そういうものも含めて、区長さんとこの問題にかかわっていききたいなというふうに思っております。

それと、認知症の問題も含めて、ある年齢が来ると、いわゆる目的意識とか、自分で自分なりに行動を起こしているんですけど、目的意識が非常に少なくなってくると、どうしてもそういう病気になりやすいというところと、定年退職をして、毎日勤めていた方が急にやめられたりすると、やはり体の不調を起こしまして、脳梗塞になったり、あらゆる病気になったりする方が多いようであります。その対応対策としても何かできないかなということいろいろ考えているわけではありますが、例えばの話、先ほど来、高齢者の方は散歩するとか、歩くとか、またはスポーツをやれとかということもあるんですが、やはり生産性の上がるもの、いわゆる働きがいがあるもの、例えばの話、野菜をつくったり何かするというのも。これは集団でやれる方法がないのかなというようにところを考えたっております。

というのは、老人クラブに入られて、もう80近い、80過ぎた方でも、自前で農業をきちんとしている方がたくさんいます。いわゆる農業経営者です。その方も老人クラブの会員になっていることも事実でありますから、そういう指導的立場の人もあります。ですから、シルバーファーム的な要素を持ったものは、集団で何かできないかと。そしてまたそれを販売するというのに対して、やっぱり意欲的に仕

事をしてもらうとか、無理のないように、それもある程度、時にはきついかもしれませんが、そういう仕事も一つの高齢者対策の一つになるのではないかと、このように思っております。

趣味でやっているのではなくて、目的意識をきちんと持って、野菜を作ったり、そういう仕事に携わることも、私は健康を守る一つの良いケースになるんじゃないのかなというふうに思っております。

いずれにしても、いろいろな方たちのご意見を聞いたり、またそれが即実行できるものだったら進めていくというような考え方でいます。ただ、高齢者の老人クラブは単なる集まりということではなくて、楽しみもあるけれども、みんなでやって汗を流すようなことも必要なんだろうという思いがいたします。やはり目的をきちんと持ったものを頭の中で意識づけをして、結果も求められるんじゃないのかなという思いもしますので、今後の課題として取り組んでまいりたいというように考えております。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

6番、板寺です。よろしく願いいたします。

東庄都市計画について。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、千葉県のホームページでも公表されています。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、平成16年に策定されています。その一部を読み上げさせていただきます。

都市計画の目標を基本理念として、本区域は、町名「東庄」の由来である東氏の荘園としての歴史を持ち、利根川に育まれた農業地帯として形成され、農産物供給地としての機能を担ってきた。また、鹿島臨海工業地域の影響を受け宅地開発が進み、水と緑豊かな自然環境と調和した田園都市として進展してきた。今後さらに、東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道や銚子連絡道路などの整備に伴い、新たな都市機能の立地が進むものと考えられる。

本区域は、豊かな自然環境と歴史・伝統文化に根づいた地域文化の保全と育成、多彩な地域資源の活用、利根川流域や太平洋岸地域における交流・連携により新たな地域文化が創出される地域として期待されている。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。

都市基盤の整備と快適な居住環境の形成。

既成市街地での都市基盤の整備を推進し、安全で快適に暮らせる都市づくりを目指す。

新たな自然と都市のふれあいの形成。

県民の森や利根川、黒部川、農村でのグリーンツーリズムなど、これまでの観光やロケーションなどに加え、新たな自然と都市のふれあいを推進する基盤づくりを目指す。

自然環境に配慮したまちづくりの形成。

親水性のある河川環境の整備や自然環境を保全するための地域特性に応じた下水処理を行い、自然環境に配慮したまちづくりを目指すということが明記されています。

その後、具体的な方針がいろいろ書かれておりまして、その中で、交通施設の都市計画の決定の方針というものがありまして、東庄町内の幹線道路でありますけれども、幅員の広い都市計画道路を配置し、整備を図るとなっています。しかし今後、主要幹線道路の国道356号バイパスや北ルートが開通すること、そして人口減少などの社会状況を考えてみますと、予定されている都市計画道路の全てを建設していくということについては、再検討も必要になってくるかと思えます。

そこでお伺いいたしますが、都市計画道路はどのような経緯の中で決定され、それは町にとってどのような位置づけになってくるのでしょうか。これからも計画のとおり都市計画道路の配置、整備を進めていくのか伺います。

続きまして、笹川駅南地区の今後の方向性について。

先ほどの東庄都市計画では、笹川駅南地区は、このように書かれています。主要用途の配置の方針というところで、東日本旅客鉄道笹川駅南地区は、駅、商業地に隣接する利便性の高い住宅地として、戸建て住宅を主体とした良好な居住環境を有する低層専用住宅地の形成を図る。

そして、土地利用の方針では、東日本旅客鉄道笹川駅南側地区は、遊休農地も多

く、有効活用されていないため、面的整備事業などの導入により、駅・商業地に隣接する立地条件を生かした利便性の高い住宅地としての用途転換を図るとあります。

その中で、昨年、町道2015号、2006号線の拡幅整備の請願が受理され、測量も始まっているとのことでもあります。

いよいよ笹川駅前、笹川駅南地区の整備開発に向けて一歩進んだのかと感じています。

その中で、大木戸区・新町地区住民の方から、町道2017号線の道路拡幅整備の要望があると聞いております。この道路は、主に隣接する農地所有の方が利用する軽トラック1台がやっと通行できるような道幅の狭い道路です。ぬかるんでいることが多く、脱輪していることもよく見かけるようです。昨年の町道2015号、2006号線の請願理由にもありましたが、近隣の山で火災が発生し、多くの緊急自動車が出動しましたが、通り抜ける道路がなく、どの車も右往左往するばかりで、現場はかなりの混乱状態だったようです。

この近辺に居住する住民にとって、このようなときに安心安全に暮らすことができないということは、大きな不安を感じたと聞いております。

そこで思うのですが、町道2015号、2006号、2017号線を一体的に拡幅整備をすれば、東庄町郵便局脇から2015号に入り、笹川駅南側を通り、突き当たりの2006号線を左折し、年能坂下付近から2017号へ左折すると県道旭笹川線の根方地区へ抜けられます。要は、県道から入っていき、左回りでまた県道に戻ることができるということです。

今まで行き止まりのような地区であった笹川駅南地区が利便性のよい地域になるのではないかと考えます。

この道路が整備されれば、現在多くある遊休地の地権者の方の意識も土地の有効活用に向けて少しずつ変わってくるのではないのでしょうか。この地域に都市計画道を計画されていますが、地域的な諸問題もあり、解決していくには長い年数がかかるようだということも聞いております。まずは2015号、2006号、2017号線の生活道路を拡張、整備を進めていただきたいと思います。

笹川駅南地区をどのように整備していくのか、今後の町の方向性を伺います。

続きまして、地方創生交付金の活用について。これは決定した交付金が県、町を通じてどのように実施されているのか、その詳しい内容を知りたいと思い、質問さ

せていただきます。

まず、事業の内容について2014年の国の補正予算で地方創生交付金が定められました。商品券の発行など、地域消費喚起型、生活支援型事業を対象に2,500億円、事業や雇用創出など、地方活性化を促す地方創生先行型事業を対象に1,700億円となっています。各自治体がみずからにあった施策を選べる仕組みとなっているとのことですが、国の提案する事業例なども含めて、この事業の具体的な内容をご説明ください。

また、東庄町が受けられる交付金というものはどの程度になるのか伺います。

次、東庄町が実施を検討している事業について。地域消費喚起型、生活支援型、いわゆるプレミアム商品券については、千葉県内全市町村が事業を行うと聞いていますが、東庄町はどのようなプレミアムな内容を持った商品券を考えているのでしょうか。商品券の使用が大型店に偏らないような配慮も必要だと思いますし、東庄町の地域性を生かした魅力あるプレミアム商品券になればいいかと思いますが、商品券の具体的な内容を伺います。

また、地域創生先行型事業はどのような事業を考えていますか。2014年の補正予算ということで、交付金決定から各市町村の事業申請締切日まで非常に短い期間の中で事業を選定し、申請することは大変であったと思いますが、東庄町として選んだ事業はどのようなものでしょうか。

いずれの事業にしましても、町民の方や関係団体からいろいろな意見を求め、進めていくべきだと思いますが、今後、そのような機会はあるのかお伺いします。

以上、2回目からは自席にて質問いたします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、板寺議員ご質問の東庄都市計画についてお答えいたします。

最初に千葉県のホームページで公表している都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてですが、これは県内全ての都市計画区域を対象に都道府県が作成するもので、通称区域マスタープランと呼ばれており、将来の都市の姿の展望を示すものでございます。

千葉県では、東庄都市計画区域マスタープランを平成16年に作成していますが、

平成26年度から平成27年度にかけて見直しを行っております。東庄都市計画につきましては、前回の方針をもとに現在千葉県と原案の協議を進めており、これから本方針案に対する住民の意見をいただくことになっております。

本区域の都市施設といたしましては、都市計画道路の整備が5路線計画されております。

そのうち笹川駅前線につきましては、既に整備済みでございますが、残りの4路線につきましては、長期にわたり未整備となっており、今後、計画内容や整備の必要性を再検証し、必要に応じて計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、笹川駅南地区の今後の方向性についてですが、本地区は以前、土地区画整理事業により、住宅地とする土地利用計画と都市計画道路の整備を進めたわけでございますが、社会経済情勢の変化により、組合設立には至らず、断念した経緯がございます。

本地区の今後の整備につきましては、地域の皆さんの要望を踏まえて、地権者の皆さん、また議員の皆様のご協力をいただきながら、町道拡幅、排水などを整備し、良好な居住環境の形成を図ってまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私から地方創生交付金の活用についてお答えいたします。

国の平成26年度補正予算にかかるこの交付金は、地域の消費の喚起や生活支援を目的とした「消費喚起・生活支援型交付金事業」と町の総合戦略の策定及びごとづくりなど、直面する課題への取り組みを行い、地域の活性化を促していくことを目的とした「地方創生先行型交付金事業」の二つの交付金から構成されております。

国として推奨する施策として幾つかの大きな例示といたしましては、UIJターン助成、地域しごと支援事業、創業支援、販路開拓支援、多世代交流、少子化対策などが示されておりますが、地域の実情に応じ各地方公共団体の判断に委ねられております。

本町においては、地域消費喚起・生活支援型に2,984万1,000円。地方

先行型に3,139万8,000円の合計6,123万9,000円の交付金の算定額が2月に示されております。

この交付金制度趣旨に基づきまして、事業の実施を検討し、2月20日に事前申請しまして、3月5日、申請締切日に合わせまして、現在、国と交付金にかかる実施計画の協議中でございます。このため、町の予算計上といたしましては、3月議会の最終日、3月12日に補正予算を提出する予定でございます。

事業内容といたしましては、一つとして、地域消費喚起・生活支援型事業につきましては、「プレミアム付商品券」を計画いたしました。現金1万円で30%のプレミアム分をつけ、1万3,000円の商品券を購入できる仕組みでございまして、1万セットの販売を計画しております。直接的な消費喚起効果を期待するものでございまして、発行時期といたしましては、7月、あるいは6月中旬ごろを予定したいと思っております。

ご指摘のございました大型店に偏らないようにということで、その件についても検討いたしたいというように思っているところでございます。

もう一つ、地方創生先行型につきましては、策定努力義務となっております町の人口ビジョン及び総合戦略策定事業や創業促進支援事業、子育て支援事業、物産品販路拡大事業及び移住、定住支援事業など、9事業を計画いたしてございまして、3月最終日に補正を提出して、ご説明したいと思っております。

この度の26年度補正予算に対応する事業計画につきましては、申請期間の余裕がなく、国の方針もなかなか決まらなかった関係で、住民の意見を聞くことができませんでした。平成27年度に作成する総合戦略につきましては、幅広く議会を含めて、住民の意見をお聞きしたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

地方創生交付金については、今、お話がありました。町民の方、もしくは関係団体の方、いろいろな方から意見をいただき、進めていっていただきたいということをお願いして、答弁のほうは結構です。

笹川駅南地区の今後の方向性について、岩田町長にご質問させていただきます。

先ほども話がありましたが、昭和49年ごろ、笹川駅南地区の整理事業計画というものがあまして、当初の判断と違い、いろいろな状況の中で実施が困難ということで、これを取りやめるということになったという経緯がありますが、先日、大利根用水のところから2017号線のところをずっと歩いて、笹川駅の方を見てきましたが、3分の1ぐらいの部分で耕作をしていないところがありまして、もう何十年も前からこの姿を自分は見ているのだなという気がしました。

この昭和49年から検討が始まったこの道路も、これができるんじゃないか、できないんじゃないかということで、ずっとそのままのような状況で進んできて、結局、この事業も、平成17年だったでしょうか、一応、住民が反対する事業はやらないということになりましたけれども、その後、やはり開発あるいは整備についての動きがなかったと感じています。

今回、先ほど提案させていただきました郵便局から入って、左回りでまた県道に戻ってこられるという、生活道路でありますけれども、これをなるべく早く整備していただいて、地権者の有効活用するという意識をどんどん盛り上げていっていただきたいと思います。

先ほどちょっとこの話もしていただきましたが、町長がお感じになっているこれから先の笹川駅南地区の開発整備について、具体的な計画というか、そういうものがありましたら教えていただきたいと思います。その事業はいつごろまでにこういうことをやりたいというものがあれば、あわせてお伺いいたします。よろしく願います。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

笹川駅南地区の件でございますけれども、先ほど来、ご質問の中にございましたように、昭和49年、もう今からでいうと、40年も前にこの事業がスタートして、整備しようというところであったのでありますが。実はその事業が約20年たったあたりでもう頓挫したわけです。というのは、実は、国の補助事業であそこを開発しようということでありました。しかし、その当時、開発事業というのは非常に難しく、一つ例を挙げると、千葉県内では一宮町がちょうど駅の反対側にやはり同じような事業を進めておりました。この同じような時期にスタートしたわけですが、

結末は東庄町と同じように、かなり進んだ事業だったんですが、宅地造成して、いざというときに土地の価格が非常に下がってしまったと。それで、何でも今度は住んでもらおうということになったんですが、宅地整備をしたが単価が思ったように出ない、下がってしまったということで、結果的には大失敗でした。ちょうどそのときに国の補助を受けてということでスタートを切ったんですが、なかなか地権者の方たちの協力が得られないで、東庄町も頓挫したわけでありまして。その頓挫した中で、そのままにして来たわけでありましてけれども、一度、農地としての改良ということやっていけるよさだということの話もあったわけでありまして、その話もうまくいかないということで、そのままの状況が今も続いてきたわけでありまして。住む方たちにとっては、そういう状況の中でも何十年も生活をされてきたということでありまして。

この事業が今のままでいいのかということでありまして、いつも気になってはいたんですが、実は流末排水まで考えると、莫大な費用がかかります。1年、2年で済む仕事ではありません。この60周年を機に、この事業が10年かかるか15年かかるかわかりません。しかしながら、どこかでスタートを切らないと、また同じような状況が続くのではないのかと。できるところからスタートして、住んでいる方々に不便をかけないようにしていこうと。流末排水までの排水などの案件が全て終わるのには長い年数がかかりますけれども、今住んでいる方たちが、少しでも早い時期に道路が良くなった、排水が良くなったという、少しでも貢献ができればということで、この60周年という年にあえてスタートさせていただいて、時間はかかるかもしれませんが、これに着手、町単独でこの事業を進めていこうということに相なったわけでありまして。

地域の方々の理解、議会の理解をいただきながら、長くかかる仕事ではありますが、早くそれに手をつけて、仕事が早く完了できればいいなと、そういう思いを込めて、来年度の4月からということになりますけれども、事業実施をしていくということになりました。

地元の方々にもご理解をいただければ幸いかなというふうに考えています。そういうような長期スパンでの事業のスタートでありますけれども、やはり住んでいる方たちが今まで大変なつらい思いをしてきたわけでありまして、その思いを少しでも緩和できればこの事業の甲斐があるのではないのかなという気がします。町も

全力を挙げて取り組んでまいりたいというように思っています。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

どうもありがとうございます。道路の拡幅とか用地買収とかというのは、本当に大変なことでありまして、まちづくり課の方に今大変お世話になっているところで、それは本当に大変なところで心得ております。ただ、道路拡幅だけのためにお願いするというものではやはりいけないのであって、こういう笹川駅南側を住みやすいところに変えていく、開発していくというその思いを町として全面的に出していただいて、地権者の方や関係の方に働きかけをしていただければと思います。これは要望であります。

以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で板寺正範君の一般質問を終わります。

次に、2番林俊之君。

2番（林 俊之君）

2番、林俊之です。よろしくお願いいたします。

空き家問題について質問をいたします。

まず、空き家の現状についてお尋ねいたします。少子高齢化、人口減少という問題を抱える中、年々私の住みます中でも各お宅の環境が、徐々にですが、変わってきています。

年に数回の集まりに出席すると、また1件、抜けることになったとか、何々さんのところは一人住まいになってしまって、大変なようだななどの会話が交わされています。

これは多くのお宅が先々に抱える問題であります。またそれ以上に問題になっているのが、誰も住む人がいなくなった空き家が徐々に増加して、東庄町だけでなく、全国で大きな問題になっていることでもあります。

2年前の一般質問で、東庄町で空き家の件数を調査し、件数を把握しているようであればお答えくださいとお聞きいたしました。当時の回答では、担当課長から、

現状では実態調査は行っておりません。したがって、件数等は把握しておりませんとのことでした。当時から2年しかたっていませんが、状況は大きく変わってきております。今すぐにでも実態調査をするようにするのはもちろんのこと、ひとり暮らしのお宅の実態を改めて確認をすることも踏まえて、時間をかけて一軒一軒調査をすべきだと思います。

また、空き家の調査を行うにしても、現況を把握いただき、建物の状態により、何段階かに精査していただきたいと思います。

近隣に支障を与えているようなもの、倒壊のおそれがあるようなもの、何らかの理由で空き家になり、十分住居として生活できるもの、多少の修理で再活用ができるもの、いろいろな空き家が東庄町にもあるはずであります。どうか町の積極的な対応をお願いしたいと思います。

そこでお尋ねいたします。空き家の現状を調査するお考えがあるかどうかお聞きをいたします。

次に、空き家の活用についてお尋ねいたします。

商店街の空き家の再利用は地域活性化に欠かせない取り組みであり、Iターン、Uターン、Jターンの方々に空き家を利用いただけるようにすることは問題になっている少子高齢化、人口減少対策に大きな役割を果たすはずであります。

全国で空き家の対策が行われている中、空き家バンクとして登録、管理をして、定住者を呼び込もうとする自治体が多くなりました。そんな中、東庄町でも先月、2月26日、町観光協会、まちづくり課が主催した観光行政コンシェルジュ、アドバイス事業がここ多目的ホールで開催され、基調講演が株式会社庵プロデュースの梶浦氏により行われました。

「観光でもてなしの町、東庄を目指す」が主体でしたが、梶浦氏の会社が一番の業務としている、使われなくなった建物、空き家などの再利用への取り組みが大変興味深く、今後に生かしていきたいと思っております。

ただ、自治体が一番苦慮しているのは、その先のところで、雇用、働き場所を与えられるか、提供できるかということでもあります。しかし、ここに来て、東庄町を含めた全国の自治体に一つの機会が与えられようとしております。国が推進する地方創生事業であります。地方創生事業の中に空き家対策が取り上げられております。東庄町が独自の取り組みを考え、推進をするチャンスであります。

そこでお尋ねいたします。活用できる空き家の再利用について、町の取り組みをお聞かせください。

また、地方創生事業の中で、まち、ひと、しごと、創生長期ビジョンとして、町の創生の製作パッケージという項目があり、その中に空き家対策の推進が上げられています。町は積極的に取り組むべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に空き家条例の制定についてお尋ねいたします。2年前の質問の際に、答弁で、所有権など個人の権利を尊重しつつも、不適切な管理の空き家につきましては、勧告、指導ができるよう、条例化も視野に入れて、今後、検討していきたいと思っておりますとお答えいただきました。

その条例制定に向けて動き出していること、条例ができ上がりつつあることも承知しております。時期タイミングがあると思いますが、2年前に比べて危険を伴う建物、近隣に支障を来している空き家は確実に増加しています。条例を制定している自治体も県内で多くなりました。どうか他の自治体の良きものは取り入れて、町として他の自治体の見本となるような条例を制定していただきたいと思っております。

そこでお尋ねいたします。空き家条例を制定すべき時期かと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

次に、地方創生地方版総合戦略の策定について質問をいたします。

先ほど、先行型については、板寺議員が質問されましたけれども、策定事業の取り組みについてお尋ねをいたします。

国は来年度、27年度に地方に対して国の総合戦力等を勘案し、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定し、施策を推進するよう求めています。

総合戦略策定に当たり、地方が自立につながるよう、みずからが考え、責任を持って戦略を推進するようと言われております。

先月、2月19日、千葉県議会で森田知事が自民党の代表質問に答えて、総合戦略策定について千葉県の方針を述べております。代表質問をされたのは、私ども地元香取郡選出の遠藤澄夫千葉県議会議員でありました。新年度の総合戦略策定の取り組みについての質問に答えて、森田知事は、地方創生は社会全体の課題であり、行政だけでなく、企業や民間も含めて共通の認識を持ち、取り組んでいく必要があると述べ、新年度の早い時期に有識者などを迎え、懇談会での議論を踏まえつつ、

地方創生プロジェクトチームで総合戦略の検討を進める方針だと答弁されました。

東庄町としても、早い時期に議論を始めるべきと思います。その中で、町民の意見、考えを聞き、参考にするのは当然であると考えます。そこでお尋ねいたします。策定事業への取り組みに当たり、町民の声を聞くべきと考えますが、町の方針をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終了いたします。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、まず1点目の空き家問題についてお答えいたします。

空き家の現状調査につきましては、26年度の補正予算として27年度から実施する事業、地方創生先行型としまして、移住・定住支援事業を計画しておるところでございます。

この事業により、空き家等の現況を把握するとともに、データベースを整備し、活用できる空き家の有効活用を促進するための調査を実施する予定でございます。

また、調査とあわせまして、移住希望者等の希望に応えられる再利用計画の検討も東庄町総合戦略に盛り込む予定でございます。

空き家条例の制定についてでございますが、空き家対策推進特別法が昨年11月に成立いたしました。固定資産税の納税情報の活用や、危険な家屋への立入調査や、撤去や修繕を所有者に命令できる権限が付与されます。こうした国の動きを踏まえつつ、専門家の意見を聞きながら基本方針を定め、進めてまいりたいと思っておりますが、まずは空き家の調査から行っていきたく思っております。

次に、地方創生総合戦略策定事業への取り組みについてでございますが、事業の検討、実施におきましては、産、官、学、金、労等、幅広く意見を聞くことが望ましいとされておるところでございます。産とは産業界、官とは行政機関、学とは学校関係、金とは金融機関、労とは労働団体ということでございます。

先ほど板寺議員の質問でも申し上げましたが、幅広く住民の意見をお聞きしたいと思っております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

2番、林俊之君。

2番（林 俊之君）

空き家問題について、再質問させていただきます。

2年前に比べて本当に調査は実施していただけるようですし、再利用についての計画も進めていくということを伺いました。

空き家条例については、どうなんでしょうか。決めていただけるのか、いつごろまでにどうこうという話をいただけなかったんですが、条例について、改めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

議員、最初の質問でありましたように、空き家条例、準備を進めておりました。

それで、関係法律が一部改正されておるところもございまして、また直しが入るというようなことのようにあります。

条例の提出時期につきましては、今後も検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

2番、林俊之君。

2番（林 俊之君）

3回目になりますので、あとは自分の意見と要望を述べさせていただきたいと思っています。

2年後にまた同じような質問をしないように、何とか条例を早目につくっていただきたいと思っています。

まず、今の条例の問題ですけれども、2年前には、自治体で50前後の自治体が、条例ができ上がっておりました。今年に入りまして、300弱ぐらいの自治体でもう条例ができ上がって、動き出しております。その中で、ぜひ、ほかの自治体と同じように、きちんとした厳しい条例をぜひつくっていただきたいと思います。

危険な空き家に対しては、指導勧告をして、従わなければ氏名を公表する、罰則を設ける、罰金を設ける、そしてまだそれでもだめなら撤去をするというところまでの条例が各自治体でき上がっております。どうか同じように、厳しいというか、

それは当然だと思っんですが、その条例をぜひ制定いただきたいと思っいます。

それから、先ほど担当課長がおっしゃるとおり、国のほうも大分動き出してくれてあります。危険な空き家に対して、今まで建っていても、普通の住宅と同じように、税金の方が優遇措置をとっていましたが、来年、2016年度には危険な空き家が建っていれば、その優遇措置を外そうという話が進んできております。ですから、更地ですと最大で6倍ぐらい税金が高くなったり、今まで建物が建っていれば優遇措置をとってました。それが危険な空き家には優遇措置をなくそうという国の考え、それからもう一つ、各自治体の空き家状況を見て、今、自治体のほうで補助金を出す自治体が増えてきております。

二つ例を申し上げます。

まず一つ目が、東京都足立区。こちらでは解体をすれば、最大木造で50万円、非木造、ですから木造以外で100万円を補助するという規定をつくっております。

もう1件。島根県日南町。こちらでは、条例で解体撤去の際に経費の5分の1以内での30万円を上限として助成をするというような形で、いろいろ条例ができ上がってきております。

どうか他の自治体を参考にして、ぜひ条例化していただいて、またそれによって危険な建物が減り、それから再利用できるものはそのままぜひ再利用していただきたいと思っております。

それから、先ほど先月末に行われまして、ここで開催された庵プロデュースの社長の話の中で、私は今まで空き家や商店の再利用の際には、やはりある程度、働き場所とか、なければだめなのか。一生できるだけ長く東庄に住んでもらいたいような空き家対策というのを考えていたんですけども、1週間、10日、もう短ければ3日、4日の滞在のための空き家でもいいような感覚を覚えました。短期間の空き家の利用をするようにするには、大変難しい部分がたくさんあると思っんですけども、ぜひ町と民間が協力して、1週間、10日の滞在、3、4日の滞在でも結構ですが、うまく利用できるようにぜひ再利用を考えていただきたいと思っております。

それから、総合戦略の策定については、先ほど議会前にDVDも配られまして、この後、一生懸命に勉強をまた改めてしなくてはと思っております。

岩田町長は就任のとき、また臨時議会の中でも、今後の地方創生について、町民

が一つになり、知恵を出し合い、個性を生かし、元気な町をつくっていく、多くの力を結集して、積極的に進めていきたいと述べておられます。

どうか町民の一人一人、数多くの人の意見をぜひ聞いていただきたいと思います。まだまだ時間があります。有識者10人、20人、そういう方の意見だけでなく、先ほど担当課長が産、官、学、金、労とおっしゃいました。そういう方々はもちろん、一般の町民の皆さんの意見もぜひ聞いていただきたい。町長は年に2回、町長への提言というものを行っています。どんな形でも結構ですので、特に一般の方々、また、私は中学生、小学生の意見もぜひ聞いてみていただきたいなと思います。商工会、観光協会の仕事をしながら、いろいろな活動をしております。いいアイデア、いい意見というものは、自分の中ではそれほど出せませんが、小さい子供たち、小学生、中学生でもいい意見、はっとするような意見が出てまいります。どうか町民の意見をぜひ聞いていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、林俊之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時ちょうどいたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、大網正敏君。

3番（大網正敏君）

3番、大網でございます。

まず初めに、岩田町長におかれましては、12月の町長選挙において、第17代東庄町町長として当選され、まことにおめでとうございます。

さて、1月の臨時議会にて、子どもたちがこの東庄町で育ち、やがて東庄町を支え、つくってもらうことが私の願いであります。「ふるさとが人を育み、人がふるさとをつくる」これこそが私の理想とする地域社会であります。

そして子どもは町の宝です。子どもたちが健やかに、情操を豊かに成長していくために、教育環境の整備を進めてまいります。以上のとおり、所信表明の中で表明

されました。そこで教育環境について質問をいたします。また、義務教育から卒業をしている若者の育成支援について質問をいたします。

質問事項、教育環境の整備について。第5次東庄町総合計画、後期基本計画の第8章、「学びの庄」の人づくり、第1節で、施策2、教育環境の整備の中で、子どもたちの個性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことができる施設の整備や、健康で心豊かな人間性を育む教育環境づくりを推進していきます。また、小・中学校教育の教育効果の向上や教育水準の引き上げ等を目指し、小学校の適正な規模や配置などを検討していきます。

以上のとおり、施策の内容が書かれています。そこでお聞きいたします。

一つ、施設の整備についてお聞きいたします。2番、心豊かな人間性を育む教育環境についてお聞きいたします。3番、教育水準の引き上げについてお聞きいたします。

以上、施策について進捗状況をお聞きいたしますので、よろしくお聞きいたします。

続きまして、質問事項、青少年健全育成についてお聞きいたします。

子どもや若者がかけがいのない今を生きる存在であり、我が町のさらなる国や世界の未来を担う存在です。子どもや若者を健全に育てるのが、近くにいる大人であり、町の役目だと思っています。

それではお聞きいたします。初めに、薬物乱用についてお聞きいたします。

本来は、病気などの治療に使用する薬品を医療目的以外で使用したり、医薬品でない薬物を不正に使用することを薬物乱用と言います。薬物乱用の恐ろしさは、何回も繰り返して使用したくなる依存性を持ってしまうこと。また、繰り返し使用していくうちに、耐性を持ってしまい、このような状態になると、自分の意思では薬物の使用をコントロールできなくなってしまい、身体と精神が失われてしまう恐ろしい薬になってしまいます。

特に危険ドラッグは、インターネットや携帯電話などで誰でも安易に手に入れることができ、ある種類での副作用は意識障害を引き起こすなど強い作用があり、事件、事故などが起きております。

小中学校で薬物乱用の恐ろしさを教える啓発活動を行っておりますが、青少年に対してどのような対策を行っているのかお聞きいたします。

2 番目、ニートやひきこもり対策についてお聞きいたします。

ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で、困難を抱える、子供たちや若者たちは、一人一人抱えている問題が異なり、問題が複雑に絡み合っていることが多く、さまざまな分野にわたっていると思います。

特に、社会に出て、小さな出来事や病気、けが等でニートやひきこもりになってしまった若者に対して、どのような対策をしているのかお聞きいたします。

以上、1 回目の質問を終わりにいたしまして、2 回目からは自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問事項のうち教育環境について、要旨 1、施設の整備についてでございます。施設整備といたしましては、小・中学校の耐震補強工事については、平成 22 年度に神代小学校、笹川小学校の体育館の工事を実施いたしました。これを受け、全小中学校の耐震補強工事を完了したところでございます。

さらに翌年度、平成 27 年度に屋内運動場の安全対策工事といたしまして、非構造体であります吊り天井ですとか、照明器具等の落下防止対策を実施する予定にしております。

また、老朽化しております学校給食センターにつきましては、新東庄町学校給食センター整備構想の案を現在取りまとめ作業を進めているところでございます。

次に、要旨の 2 点目、心豊かな人間性を育む教育環境についてと、要旨の 3、教育水準の引き上げについての取り組みについてでございます。

こちらにつきましては、各学校の教育設備の充実を図るほか、教育の向上等を目指しまして、5 つの小学校を 1 校に統廃合する、東庄町立小学校統廃合計画案の策定を現在進めているところでございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、引き続きましては、青少年の健全育成のうち薬物乱用防止対策につい

てお答えいたします。

本町では、保護司、人権擁護委員、行政相談委員、更生保護女性会が中心となりまして、東庄中の1年生を対象に薬物経験者を招き、薬物乱用防止の講演会を行っております。薬物使用の恐ろしさ、正常な生活への復帰の難しさなどの訴えをして、子供たちに薬物使用の怖さというものを考えてもらっております。

保護司さんの話によりますと、薬物によって保護司さんのお世話になる方、これはよその自治体に比べますと少ないというふうに伺っております。そういった点から見ますと、講演会の啓発効果というものはそれなりにあるのではないかというふうに考えております。

また、毎年ですけれども、社会を明るくする運動を通じまして、キャンペーン活動を行っています。そのほかにもふれあいまつりなどの機会を捉えまして、啓発物資の配布など、啓発に努めているところでございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問要旨の2番目、ニートや引きこもり対策についてお答えいたします。

町では精神保健活動の重点目標として、関連機関との連携強化を進めております。事業の内容といたしましては、家庭訪問による支援の充実、見守りネットワーク事業等との連携、啓発物資の配布や講演会等を実施し、早期発見や早期対応の支援に努めています。

ニートや引きこもりになった若者に対する対策についてですが、平成24年度から毎月第3水曜日に役場を会場として、ニートや引きこもりなどの若者を対象とした14市町で構成する「ちば北総地域若者サポートステーション」の相談員による出張相談会を実施しており、相談内容によっては、町の保健師も同席しております。このほかにも、ハローワークによる障害者専門窓口での職業紹介や就業指導、障害者就業、生活支援センターの「香取就業センター」による相談支援、香取保健所による精神保健福祉相談などがあります。

また、平成27年度から始まる生活困窮者への支援制度では、社会との関わりに

不安のある方や他の人とコミュニケーションがうまくとれない方などへの就労準備支援事業も実施されます。町では、これらの関係機関との連携を図るとともに、東庄町見守りネットワークを活用して、町民ひとり一人が見守り支え合うシステムづくりを進めてまいります。

さらに、現在策定中の第4期東庄町障害者福祉計画にも、就労支援の促進として、保健・医療・福祉の連携及び雇用主や企業等との連携を図り、障害者の雇用・就労の充実を目指すこととしております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

3番、大網正敏君。

3番（大網正敏君）

では、2回目の質問を行います。

教育環境のご答弁をいただきました。今後、少子化がどんどん進むことと予想される中、子供が生きる力、そして確かに学力を養うことができる学校教育を将来にわたり保障しなければならないと私は考えておりますが、少子化の対応として、教育環境の考え方、町ではどのように考えているのかお伺いいたします。

それと、私は小中一貫教育が教育環境の整備につながると考えております。現在の考えでは、年代型の小中一貫校がベストだと考えておりますが、これについてお伺いいたします。

なお、小学校統廃合について意見をいただく会のQ & Aの中で、小中一貫教育を行ってほしいとの要望があり、答えとして、将来に取り組むべき課題と位置づけ、研究と検討を進めるとの答えですが、その答えの中で、条件が合えばとなっておりますが、その条件とは何かお伺いします。

続きまして、薬物乱用についてお伺いいたします。

薬物乱用について、いろいろと啓発活動を行い、絶対やっちゃだめとのパンフレットを配っていると承知しております。東庄町からは絶対に薬物乱用の人を出さないというところで、より一層の啓発活動を行ってもらい、ふれあいまつりでは配っておるという話でしたが、できたら成人式にも一緒に、絶対やっちゃだめというパンフレットを配ったらいかかかなと思いますが、これについてお伺いいたします。

続きまして、ニートやひきこもりについてお伺いします。

毎月、第3水曜日にサポートステーションで相談会を行っていると聞きました。これは大変素晴らしいことだと思っています。しかし、町民の皆さんはそれをあまり知らない方が多いのかなと思いますので、それもなるべくPRして、啓発活動を行ってほしいと思っています。できれば月1回じゃなくて月2回、行ってほしいと思います。

それから、中で東庄町見守りネットワークという団体があるとお聞きしましたが、それがどのような団体かちょっと教えてほしいと思います。

これで2回目の質問を終わりにします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、1点目、少子化に対応した教育環境の整備についてというご質問でございます。

現在、笹川小学校を除いた4校では、全学年で1学級となっております。将来的には複式学級化といった懸念もあります。少なくとも、1学年2学級以上の適正規模を確保するためにということで、現在、小学校の統廃合計画を進めているところでございます。

なお、小中一貫教育につきましては、将来、実施すべき課題となっているところでございます。

2点目、小中一貫教育を行うに当たっての条件ということについては、準備段階での課題、実施に伴う時間の確保、児童生徒に与える影響、教職員の問題、財政面といった多くの満たすべき条件が考えられます。準備段階での一例を挙げるならば、学校を小中学校が分離型のままにするのか、一体型にするのか。学校の教育課程を組みかえていくのか。また、これらによって教職員の免許の関係ですとか、配置について、これらについては千葉県教育委員会等との調整が必要になってまいります。

また、教育効果の有意性について、児童生徒の保護者や教職員等にご説明し、ご意見、ご要望をお聞きし、ご理解等もいただかなくてはなりません。場合によっては、必要な学校施設の整備も計画しなくてはならないかと思っております。

そういった多くの諸条件を満たす必要があると考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、薬物乱用防止ということで、成人式に啓発活動を行ったかどうかということでお話をいただきました。今現在、成長期の子供たちに啓発を行っていて、それなりの効果を上げているというふうに認識をしておりますが、成人を迎え、成長した方に対する新たな啓発機会として、今後進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

それでは、千葉北総地域若者サポートステーションについてお答えいたします。

現在、先ほど健康福祉課長が答弁申し上げましたように、月に一度の開催でございます。それにつきましての周知につきましては、議員ご指摘のようにちょっとPRについては不足している面があるかと思っております。今後、その相談日につきまして、広く地元住民の方にPRしていきたいと考えております。

なお、月2回にしてはどうかというご意見でございますが、現在、14地域、町で取り組んで、行っている事業でございます。それぞれの市、町で、それぞれの相談日が設定されております。それによって東庄町に割り振れた相談日が、今現在、月1回というようなことでございますので、町としましては、要望は出していきたいと思っておりますが、専門員への相談ということになりますので、その辺は今後の検討とさせていただきたいと思っております。

なお、参考まででございますが、平成24年度から実施しております相談件数でございますが、24年度、11回開催で、相談者8名、25年度、12回開催で、相談者が12名、26年度、現在、2月まででございますが、11回開催で29名の相談者が訪れております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、東庄町見守りネットワーク事業の内容についてご説明申し上げます。

この事業ですが、東日本大震災が発生しました平成23年8月にスタートいたしました。ことしで4年目を迎えております。

このネットワークは、町が主体となりまして、民生委員・児童委員さんや区長さん方などに協力をいただきまして、地域全体で見守り、支え合い、誰もが安心して暮らせることを目的としてスタートしたものでございます。

先月、町の区長会がございました。その席でも各地区の区長さん方に、この制度についての説明をしまして、何かあれば町の方にご相談くださいということでご協力をいただいているところでございます。

昨年、神代地区の区長さんから、しばらく姿が見えない男性の方がいるということをご連絡いただきまして、職員が区長さんと同行して安否確認を行ったケース等もございます。今後も町民の皆様からいろいろな情報等をいただきながら、この見守りネットワークを続けていきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

3番、大網正敏君。

3番（大網正敏君）

いろいろ答弁、ありがとうございます。

最後の質問といたしまして、町民みんなで支える青少年ですか、小中学生、あと青少年ですね。それぞれを考えながら、まず教育環境を考えますと、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会等を設けて、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて、教育委員会に意見を述べるができる地域としての、地域とともにある学校ということでコミュニティ・スクール等を設置等を考えておりますが、それを町はどのように考えているかお伺いいたします。

町として、子供たちを育てるということを考えるとそれがベストではないのかなと考えておりますが、お伺いいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

コミュニティ・スクールの件につきましては、小学校の統廃合を進め、また小中

一貫教育を検討していく中で、地域とともにある学校づくり、コミュニティ・スクールの設置等についても併せて検討課題とさせていただければと存じます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、議長に質問の許可をいただきましたので、これから質問させていただきます。

先般、政府が想定する地方版総合戦略策定というのを発表しました。2014年10月27日ですか、政府は人口減少対策の5カ年計画、町、人、仕事、創生総合戦略を閣議決定いたしました。そして同1月からは、地方自治体による地方一般総合戦略の作成作業が本格化されました。そして、同4月から、政府が人口5万人以下の100市町村に申請により国の職員を派遣することにしました。

また、市町村型の産業補助や、観光客の動向を把握できる地域経済分析システムの提供を開始したところであります。

16年3月までに全自治体が地方版総合戦略を作成というような工程になっております。また、同4月から各自治体が地方版総合戦略を作成、同4月から各自治体が地方版戦略に基づき、施策実施や効果検証を本格化させる予定です。また、安倍首相は会議で、国際色の高いやる気のある地方自治体が規制改革により地方創生を実現できるよう国家戦略力をさらに進化させねばならないと述べ、地方がみずから考え、また変革を起こしていくことが重要としていると。地方創生に熱心な自治体には、交付金の特別枠を手当するとしています。

また、化学、農業、その他分野でも改革、地域活性化を推進し、新たな産業や国を創生につなげる方針を許されました。

そこで質問ですが、先ほどの山崎議員、あるいは板寺議員と、予算については大分重複するところはあるかもしれませんが、その中で一部質問させていただきます。

質問事項1として、平成27年度町政について。詳しくは予算委員会でまた質問したいと思いますが。

質問要旨。町政創生60周年記念も含め、地方創生に向けた今年度の重要目玉政

策と、その予算編成について。

質問事項の2、これもかぶるところがあるかと思いますが、平成27年度教育制度改定の施策展開について、予算等についても質問を伺いたいと思います。

また、給食センターの、予算化しないということですから、私も引き続き委員会のほうに出ていたことも思い出しまして、その辺のところも説明をいただきたいと思います。

それから、質問事項の3、平成27年度に介護保険、予防にかかわる費用を見込んだ改定後の施策展開について、地域の受注に応じたサービスを頼んだときに地域の事情に応じたサービスの研究とこの見解について、制度の改定も含めて説明を願いたいと思います。

第1回目の質問はこれで終わりますけれども、2回目以降は自席で質問させていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

質問の要旨ということでございまして、質問表から、平成27年度の町政についてということで質問事項がございまして、その要旨の1、地域創生に向けた新たな重点施策と予算編成についてということでのご質問だと思います。

私のほうからは、このいわゆる鈴木議員のおっしゃる地域の創生、現在進めている地方創生でございますけれども、その概略について申し上げたいと思います。

地方総合戦略は国及び県の総合戦略を勘案しつつ、人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた27年から31年までの5カ年の目標や、施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものでございます。

東庄町における重点施策ということでございますけれども、雇用を創出するための事業、雇用促進支援や地方に新しい人の流れをつくる事業、移住・定住支援及び若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業、子育て支援などの重点施策としてPDCAサイクルということで、Pはプラン、実施計画を設定。Dはドゥ、事業を実施。Cはチェック、効果を検証。Aはアクション、戦略の改訂ということで、これらのPDCAサイクルによります効果、検証を行いつつ、5年間で実施する予定でございます。

予算編成につきましては、平成26年度で補正予算を提出いたしまして、それを平成27年度で実施いたします。

また、27年度は総合戦略を策定しまして、28年度以降に事業を継続して実施する予定でございます。

以上、私からの答弁でございます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

2点目の教育委員会制度、新教育委員会制度と給食センターの関係について申し上げます。

まず、新教育委員会制度でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律がこの4月、改正施行されます。

これまで教育委員会では、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい、また教育委員会の審議が形骸化している、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、地域住民の民意が十分に反映されていないなど、多くの課題が指摘されていたところでございます。

これが今回の改正、新制度によりまして、教育行政における責任体制が明確化され、また教育委員会の審議の活性化、迅速な機関体制を構築、あるいは地域の民意を代表する首長との連携の強化といったようなことがうたわれているわけでございます。その中での重要なポイントとして4点。

まず1点目は、教育長に一本化した新たな教育長の設置でございます。先ほど申し上げましたように、これまでは教育委員長と教育長のどちらに責任があるのか、必ずしも明確でなかったものが、その両方を統合することで新教育長となりまして、責任が明確化されたということでございます。

次に2点目。教育長への設置機能の強化と会議の透明化がうたわれております。これによりまして、教育委員の定数の3分の1以上の会議の招集があれば教育委員会を開催できるというような規定になりました。

また、会議の透明化を図るため、会議の議事録の作成と公表が努力義務でありまけれども、市町村教育委員会に課せられるということになっています。

3点目は、全ての地方公共団体に総合教育会議が設置されたことでございます。

これまで首長は教育委員会の所掌にあまり口を出さないようなことが言われていたわけですが、例えば予算のことなど首長がいろいろ考えるべきものであります。そういうことを教育行政により反映させるためにといった観点から、この総合教育会議が設置されまして、構成員は首長と教育委員になっております。

最後に4点目、教育に対する大綱の作成が義務づけられました。首長が作成をするものでございます。向こう4年、ないし5年の教育の大枠なビジョンをここで示しするということになってございます。教育委員会制度の主な改正点については以上でございます。

2点目にお尋ねの給食センターの件に関しましては、現在、計画作業を進めているところでございます。この会議でお話できることは現在のところございません。あしからずご了承を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問要旨の3番目、平成27年度の介護保険、予防にかかる費用を見込んだ改定後の施策展開についてお答えいたします。

町では、現在、第6期介護保険事業計画を策定中でございます。平成27年度以降に施行される介護保険法の改正により、要支援1と2の方たちが受けていた予防給付のうち、訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる総合事業へ平成29年度までに移行することとされております。

この事業は、既存のサービスに加えて、NPOや民間事業者、住民ボランティアなど、地域の多様な主体を活用して、住民が参加しやすく、地域に根差した介護予防活動の推進を図るものです。

まず、訪問介護については、ホームヘルパーが訪問して生活支援等を行うものですが、これにかわるサービスとして、NPO、民間事業者等による掃除、洗濯等や住民ボランティアによるごみ出し等の生活支援等があります。

また、通所介護については、いわゆるデイサービスですが、これにかわるサービスとして、NPO、民間事業者等によるミニデイサービスや住民主体の運動、交流の場の提供等があります。この事業へ移行するため、平成27年度から平成28年

度にかけて、生活支援の担い手となるボランティアの養成や生活支援の開発などを行うため、生活支援コーディネーターの選任、研修等を実施するとともにコーディネーターとサービス提供主体等が参画する協議体を設置します。

協議体の役割としては、ニーズ調査や地域ケア会議等により、高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握しながら、関係機関とのネットワーク化を図り、情報を共有して多様なサービスを支援できるよう推進してまいります。

そして平成29年度には高齢者に質の高い生活支援サービスの提供を開始したいと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは2回目の質問をさせていただきます。

地方創生でございますけれども、まちづくりは人づくりからと申します。これは常々町長が言われることでございますけれども、どのような人材育成計画を計画しているのか、行政の見解を伺いたいと思います。

給食センター、今、検討を進めていると聞いておりますけれども、ウェット方式で現在やっていると思うんですけれども、衛生基準の方は、どうなんでしょう、今、冬場は特にウイルス関係は乾燥に強いんで、冬場は特にそういったところになると、夏場でも起こりますけれども、ノロウイルスなんかは特に発症したり感染したりしますけれども、その辺の衛生基準、私自身も衛生検査技師の資格を持っていますので、その辺のところはもし何かあったときに取り返しのつかない衛生面どうなっているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、介護では民間サービスが可能になると聞いているんですけれども、ホームヘルパー、それにかわるサービス各種団体、NPOも、民間事業者、あるいはそれらの共同、いろいろあるかと思うんですけれども、その決められていたサービスとか、従業員の正社員の資格の可否、それを支援する人は何も資格を持っていなくてもその行為をやるのかどうか。それから、生活支援コーディネーターの要請人数と受講資格、これもさかのぼってから少し見ると、健康コーディネーターというのがメタボ対策のほうで実現できたことになったらしいんですけれども、い

つの間にか、制度が廃止されて終わってしまったと。糖尿病の関係のも見て、大病院だと思ったんですが。それから、生活支援のサービスの経過は、具体的にどのように変わったのかちょっと説明をお願いしたいと思うんですけども。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、2回目の質問のまず1点目、私のほうから1点だけお答えします。

人づくり人材育成計画はどのようにするのかというご質問だと思います。26年度の政府型事業におきまして、まちづくり委員会の育成というのを実施予定でございます。

内容につきましては、地域を活性化するというので、専門的な知識を持っているような外部の専門家等を招聘しまして、町民の方々をまちづくりのリーダーとして育成する事業を実施できたらいいなということで計画をしたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、給食センターに関するお尋ねでございます。

まず、衛生基準でございますけれども、こちらにつきましては国の定めた基準がございます。建設当時はウエット方式等、給食センターは継続されておりますけれども、現在、運営に当たっては、ドライ的な運営を図っております。

また、毎年、保健所にいろいろ立入検査が行われております。指摘事項につきましては四つの改善を図っているところでございます。

また、ノロウイルス等の危険につきましては、特に調理人経由で発生するものが多く、他の市町村では見られますので、検便等の回数を増やすなど、強化をいたしまして、その活性化に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、サービスを提供していただくNPO、民間事業者、住民ボランティア等の資格についてですが、特に必要ないと考えておりますが、サービス提供の内容などの届け出が必要になってくると思いますので、今後、具体的な指針が国から示されると思いますので、その時点で考えていきたいと考えております。

続きまして、生活支援コーディネーターの養成ですが、とりあえず1名の養成を考えております。これも特定の資格要件は定められておりませんが、地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の方で、コーディネート機能を適切に行っていただけの方に依頼したいと考えております。

最後、生活支援の担い手ということなのですが、これは住民が主体となって、ボランティアとして活動していただくもので、町が人材育成のための研修等を実施することになります。現在、実施しています認知症サポーター養成講座もその一つでございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

町づくりのことについて、地域創生、今、総務のほうでしているところだと思っておりますけれども、地域づくり団体、全国協議会というのがあるんですよ。これは千葉県でも全国市町村ぐらい保管しているのかな。それで、これは、もし空きがあるんでしたら、また東庄町はそれに加入しているのかどうか、そして、本当にやる気があるんでしたら、そういうところにどんどん職員を派遣して、それでもって知識を大いに身につけて、帰ってきたら伝達講習をする、あるいは講師を呼ぶ際も、向こうから、国のほうでその経費を出しています。また、こちらから出張する場合も、その辺の交通費は出すと思うんですよ。というところでもって、やる気があって、そういう団体、あるいはその法人があれば、どんどん応募してもらって、そういうところに参加して。何も町の金を使わなくても済むんですから。ぜひそういうところも考えていただきたい。

それから、これは国の施策とは関係ないんですけども、前回の本会議で質問して時間切れで終わってしまいましたけれども、その内容のところ、それから、全国に

専門家アドバイザーがいますので、ぜひその辺のところも研究されて、進めていていただきたいなと考えております。

それから、教育課のほうには、ぜひ衛生面はドライ方式として、もし何か出た場合には必ず、適正基準に合わない調理方法から出たあれって大体ウエット方式で出ますから、その辺のところも管理して、進めていていただきたいと思います。

なお、これは山崎議員が前回で質問しておりましたけれども、運動することによって、医療費の8%が節減されるというんですよ。これはわが町の医療費の8%といたら、大きな額になると思うんですよ。ですから、その辺を踏まえて、誰もが便がよくて、誰もが行きたくなるような、いつでも立ち寄れるコミュニティサロン、それに似たような建物はあるんだけど、それは便が悪くて、夜になると怖くて誰も近寄らないということで誰も使っていません。それで、原価を見ると、ふだん気軽に行けるようなところは、恐らく運動できるようなところは、町民体育館、それから、本町のここ、大体東庄の分館なんかはほとんど機能していません。ほかにも児童館もありますよ。それから、もちろん、神代幼稚園もちゃんとしたところだと思うんですよ。ですから、もう少し分館を解放して、もっと進めるべきだと思いますね。とにかく成長すれば、すぐに手の届くところに本がなかったりとか、みんなの興味を引くような本がなかったら、後でもって教育に興味を引くような、そういった勉強に興味を引くような子どもは、やっぱり私は育たないと思うんですよ。ですから、そういうことで、現在のふれあいセンターもありますけれども、あそこが風呂場なりをつければ、しっかりした合宿所になるんですよ。しっかりした調理室もある、会議室もある。ですから、そういうところを、今、若者はしっかりしたPR体制を整えれば、東京のほうからやってきます。私もちょっと日本財団とかいろいろなところに顔を出したり、いろいろなところを研修していますけれども、若くてやる気がある青年たちがいっぱいいるんですよ。やっぱりそれをどういかに引き込んでいくかということが、やっぱり今町長が言ったように、まちづくりだ、人づくりだということを踏まえて、そういうことも踏まえて、ぜひ住みたい町として、質問をこれで終わりたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

私のほうから地域づくり団体協議会等、アドバイザーについてお答えさせていただきます。

地域づくり団体協議会につきましては、今、東庄町で登録をしている団体はございません。今後、参加希望団体等がありましたら、その活動内容を聞かせていただきまして、検討させていただければと思います。

次に、アドバイザー事業等につきましては、地方創生の関係で、各省庁の窓口等の相談における制度でございます。必要に応じて検討させていただければと思います。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、鈴木正昭君の一般質問を終わります。

次に8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、税について3点ほど質問させていただきます。

まず初めに、固定資産税について。

農用地等に対する課税は、町の基幹税として大変貴重です。この固定資産税はその所有者のみに課税されるということでは、自動車税と似ているところがあります。自動車税は、使用目的が定められています。一方、町の固定資産税は一般財源です。そこでお尋ねします。このように貴重な固定資産税を一般財源として予算をつくり、執行するに当たり、どのような基本姿勢で臨むのでしょうか。公平性、公正性等について伺います。

また、固定資産税は町税の何%を占めているのでしょうか。田、畑等の農用地に対する課税は幾らでしょうか。山林についても伺います。

さて、今の水稻作や林業経営は赤字、または利益が非常に少ないのが現状です。こういうときこそ農林業に町独自の施策、支援が必要です。平成27年度予算にはどのような施策がありますか。農用地や林地に対する振興予算は幾ら確保されていますか。お伺いいたします。

次に、国民健康保険税について。国民健康保険税も近く改定されるのではないかと思います。改定のために引き上げられております。年々進む高齢化と高度な医療等により、医療費が右肩上がりに増加していると思われます。医療費の増加に比例

して、国民健康保険税が引き上げられていると思います。そこでお尋ねします。国民健康保険税の未納者も増えていると聞いておりますが、どのような状況ですか、お伺いいたします。

人口減少にストップをかけるのが難しいように、この国民健康保険税の引き上げを止めることも大変なことです。しかし、全国の市町村の中で積極的な予防医療の実践で、医療費の抑制に成功しているところもあると聞いております。

私は、積極的な予防医療の取り組みにおいては、食と運動、そして口腔ケアが非常に大事だと思います。口からは食事と共にいろいろなウイルス等も入りやすく、歯磨きやうがい等は大切なことです。また、よくかむことで免疫力が高まり、風邪やインフルエンザ等にもかかりにくい体になるということです。このまま国民健康保険税の引き上げが続いていくと、国民健康保険制度の崩壊になりかねません。国民健康保険税の引き上げにストップをかけるため、食と運動、そして口腔ケア等の積極的な予防医療の取り組みについて、町はどのように考えますか。お伺いいたします。

3番目。ふるさと納税について。ふるさと納税制度は、自分の生まれたふるさとや応援したい自治体に寄付すると所得税や住民税が安くなる制度で、平成20年に導入されたと思います。全国の市町村が自分のところへ納税してもらうため、名産品のプレゼント合戦になっているようです。本町においてもこの制度を取り入れているようですが、どのような目的で取り組んでいるのでしょうか。今の状況を伺います。昨年1年間で何人の方から納税が幾らあったのでしょうか。納税者のうち東庄町出身者以外の人は何人いたのでしょうか。また、プレゼント額を差し引いた実質額は幾らでしょうか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、私のほうから質問要旨の1番、固定資産税についてと2番の国民健康保険税について、この2点についてお話しさせていただきます。

最初に固定資産税の課税の考え方について申し上げます。固定資産税は、土地や建物、有形償却資産、これの保有という観点に着目いたしまして、その価値、ある

いは価格をもとに課税をする地方税でございます。

一般財源として地方行政運営に欠かすことのできない財源の一つであるということをご理解願いたいと思います。

固定資産税は住民税とともに町政運営の貴重な財源として福祉や教育、あるいは産業振興といった行政施策などのほか、道路、あるいは建物など、施設整備にも幅広く役立てられております。町民の生活とも深いかわりを持っております。今後も住民生活に役立つよう、適切に活用してまいりたいと考えております。

続いて、固定資産税の町税全体に占める割合ということでございますが、平成27年度予算、こちらで町税全体では13億5,800万円強でございます。固定資産税は6億4,700万円ほど、率にいたしますと47.6%でございます。

また、そのうち田んぼの課税額ということですが、税額にして2,201万4,000円ほどでございます。畑は577万1,000円でございます。それと山林につきましては、248万4,000円ということになっております。

続いて、平成27年度予算における農林業に対する施策ということでございますが、後日、予算審査特別委員会のほうで担当課のほうから細かい説明があると思いますので、ご理解願いたいと思います。

続きまして、国民健康保険税でございます。ご質問の中で国保税は改定のたびに値上げされるというようなお話でございました。この点、東庄町におきましては、ご存じとは思いますが、ここ数年、国保税の税率改正は行っておりません。ただし、地方税法の改正に伴いまして、限度額、上限額の引き上げは行われております。その一方では、軽減措置の拡充が図られている、このような改正が行われております。

どういうことかと申し上げますと、高所得者層、裕福な方とっていいのかわるか、こちらの方については、上限額の引き上げによりまして、新たな限度額まで負担が拡大されるところであります。一方、低所得者層、こちらの方は軽減措置の拡充によりまして、負担が軽減されるという改正であります。言いかえますと、担税力に応じた負担の公平化に向けた改正が行われたと言えると思います。

このようなことから、税率改正が行われているということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

とは申しましても、国民健康保険税は目的税でございます。医療費等の増高によりまして、財政需要が増大すれば、給付に応じた負担が必要になることはご理解い

ただけると思います。

次に、国保税の未納状況ということですが、直近の平成25年度決算、こちらで見えていきますと、一般被保険者分全体では7億2,800万円ほどの調定額でございます。これに対しまして、収入済額は5億3,600万円ほどで、収納率でいきますと73.7%。このような状況でございました。

ただし、このうち現年度分だけに着目しますと、92.9%という高い水準で収納のほうができております。これは大方の方が国民健康保険制度、あるいは仕組みを概ね妥当なものというふうに考え、納税していただいているものと理解しております。

次に、予防という観点からの町の取り組み、考え方ということでございます。

ガンを初めとしまして、循環器系や生活習慣病など、病気はどれも深刻な問題となります。その中で、生活習慣病、こちらは慢性化し、長期間の治療が必要になります。重症化やほかの病気の併発などの深刻な状況を招く恐れもあります。そして、医療費の増大にもつながっているところでございます。

そのようなことから、町では、今後も引き続き健診、あるいは人間ドック、これらを初めといたしまして、医師、保健師、管理栄養士などと連携した保健指導、あるいは栄養指導を中心に予防医療に努めてまいります。

また、先ほど高木議員のおっしゃられましたように、食、あるいは運動、口腔ケアといったものは健康を維持増進する上で欠かすことのできない行動習慣でございます。健康指導の中で、新しい情報も含め、指導に努めてまいりたいと考えています。

また、広報や保健師の出前講座等を通じまして、今後も継続的に啓発に努めてまいりたいと考えております。

今まで健診といたしますと、早期発見、早期治療というふうに申し上げておりました。今後、町では早期発見だけではなくて、発病する前に発病リスク、これも高い方を健診で発見いたしまして、早期の健康指導、これができるように目指していきたいと考えております。

健診の項目にある数値、これの変化状況を追跡することで、糖尿病であるとか、人工透析の危険性、こういった病気の発症リスク、あるいは発症時期の予測というものがある程度できるようになってまいりました。発病前に保健指導ができれば、

そのリスクを取り除いたり、あるいは本人の意識改革によりまして、発病時期を遅らせることができると思います。そうすれば、ご本人の健康寿命、これを延ばすことができるほか、医療費の適正化、あるいは国保財政の健全化を図れるものと確信しております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私のほうからふるさと納税についてお答えいたします。

東庄町は、平成20年度より東庄版ふるさと納税制度という「東庄ふるさと応援基金」を創設いたしました。個人や団体から頂いた寄付金を東庄のまちづくり事業を実施するために基金として積み立て、町民の代表からなる「使途選定委員会」に意見を聞き、使い道を決定しているところでございます。

平成26年度には交通弱者対策といたしまして、外出支援巡回バス2台、982万円の購入をいたしました。その財源の一部として622万円ほど取り崩しているところでございます。

平成27年1月1日現在の状況でございますが、その基金の残高は646万円となっております。最近の状況で申しますと、平成25年度の寄付の応援、応援寄付者は9人で205万8,000円ございました。うち東庄町出身者以外と思われる方は二人となっております。

平成26年度、今現在は15人で77万5,000円となっております。うち東庄町出身者以外と思われる方は5人となっております。記念品贈呈につきましては、ふるさと納税額が1万円以上の町外在住の個人の方に対して、納税に対しての感謝の意をあらわすことを目的に、東庄町の特産品として新米10キロ、あるいは豚肉加工品を贈呈しているところでございまして、その支出は8万6,000円の支出となっております。

したがって、26年度の実質額といたしましては、77万5,000円から8万6,000円を差し引きました68万9,000円が実質の収入額ということになっております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

固定資産税について。1回目の質問でちょっと答弁されていないことについて再度伺います。

貴重な固定資産税を一般財源として予算をつくり、執行するに当たり、どのような基本姿勢で臨むのか、公平性、公正性等についてお尋ねします。

次に、厳しい経営環境である農林業に対する町独自の施策、支援が必要ではないでしょうか。平成27年度予算にはどのような施策があるのでしょうか。農用地や林地に対する振興予算は幾ら確保されていますか。以上、2点について答弁をお願いいたします。

先ほど予算委員会で答弁すると言いましたけれども、私は今この一般質問でお聞きしているんですから、ぜひここで答弁をお願いしたいと思います。

次に、国保税について。

本町においては、健診、人間ドックを初め、医師、看護師、管理栄養士など、連携した保健指導や栄養指導に取り組み、早期発見、早期治療の成果が上がっていると思います。早期発見、早期治療というより、いわゆる二次予防からさらに踏み込んで健康的な生活習慣によって、病気の発生を未然に防ぐ。一次予防を重視する積極的な予防医療の取り組みを推進していただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

3番目に、ふるさと納税について。ふるさと納税制度は、自分の生まれたふるさとや応援したい市町村が取り組む政策や事業に共感して、納税していただくことが本来の姿であろうと思います。ふるさとのない人を呼び込む事業や政策で他町村と競争することが大事なことであり、プレゼント合戦はいただけません。本町のふるさと納税のあり方について、方向転換されてはいかがでしょうか。

もしいい政策や事業等がありましたらお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務議長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

固定資産税の財源をどのように執行するのかというお話だと思います。固定資産税は、いろいろな一般財源がございますが、その中の1つでございます。一般財源の中の一くくりと考えております。その中での予算の配分につきましては、町の財政執行を考えまして、有意義に使うような形で予算執行をしていきたいと思っております。

ちなみに平成27年度の農林水産業の予算でございますが、1億7,800万円の予算ということでご理解いただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、国保税についてということで、一次予防、これに注力してはどうかというお話だったと思います。

今、それに直接的なお話しになるかどうかわかりませんが、国民健康保険を統括いたします、国レベルの機関で国保中央会という組織がございます。こちらのほうで開発いたしました国保データベース管理システムというシステムがございまして、各市町村でこのデータを活用できるようになりました。このシステムや医療機関を診療報酬明細書、俗に言うレセプトですけれども、これが特定健診の結果、こういったものが大量なデータが集積されております。この情報を利用いたしまして、さまざまな情報を今後取り出すことができるようになってくるかと思っております。

この国保データベースシステムによりますと、東庄町の状況ですけれども、平成25年度の特定健診の受診率、こちら48.8%ということで、県内2位ございました。先ほど高木議員、あるいは町長の方からもお話がありましたけれども、国保加入者は一人当たりの医療費、これは県内で52位とデータが出ております。全部で54団体ございますので、県内では低いほうの部類に入っております。

このようなことから、健診の受診率は高く、逆に医療費が低いという、そのような統計データが出ております。

東庄町におけます特定健診受診者の生活習慣病医療でございますけれども、特定健診未受診者の医療費が半分以下というデータが、同じくこのシステムのほうではじき出されております。

このように、健診自体が直接医療の行為ではございませんので、病気を治療するとかということではありませんが、病気になる危険性を取り除くという意味では、健診というのは非常に重要なものであるし、それなりの効果もあるというふうに私どもは理解しております。

そのようなことから、議員の皆様におかれましても、周囲の皆さんに積極的に健診等を活用して、健康維持、長く暮らせるように健診を利用していただけるよう、勧めていただけると幸いです。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

議長（金島正好君）

それでは、ふるさと納税についての2回目の質問ということで、いい事業等がありますかというようなご質問だったと思います。

事業につきましては、先ほどの私の答弁で申し上げましたとおり、ふるさと納税につきましては、とりあえず基金に積んで、使途選定委員会で必要な予算の使い道を決めるというような工程になっておりまして、東庄町では、最初に事業ありきというような形の制度ではございませんので、そのような形からいえば、お金ができてから使うというような使い道を決めるという制度でございますので、今現在のふるさと納税について私から申し上げることはございません。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

最後の質問といたしますか、要望事項です。

税について、三つの視点からお尋ねいたしましたが、町政の役割は住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の行政サービス効果を上げることだと存じます。税の執行に当たっては、公平性公正性に徹することを要望いたします。

以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。14時35分の再開といたします。

(午後 2時22分 休憩)

(午後 2時35分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に7番、城之内一男君。

7番(城之内一男君)

7番城之内です。

教育行政と教育環境の充実についてと人口減少及び財政見通しについて質問します。

最初に教育行政と教育環境の充実について所見を伺います。

安倍政権は経済と並ぶ最重要課題として教育再生を掲げ、さまざま施策を進めており、その一つが教育委員会改革。教育委員会の形骸化や教育行政の責任の所在がはっきりしないという問題が以前から指摘されてきた中で、地方教育行政法が改正され、新しい教育委員会制度が4月に施行されます。約60年ぶりに大きく変わる教育委員会制度、自治体はどう対応するのか、今回の改革で何が変わるのか、新たな教育委員会制度についてご所見を伺います。

安倍政権が発足すると、教育委員会制度を見直す動きが本格化し、教育行政の最終的な決定権を教育委員会から自治体の首長に移す可能性もあり、教育委員会をなくすか、なくさないかの議論があった中、結果的には教育委員会が引き続き、最終的に決定権を持つ執行機関として教育委員会を残しつつ、同時に首長の関与を強めるなど、権限も強化する方向での改革が行われることになりました。

教育委員会は、学校教育、社会教育、スポーツ、文化に関する行政を担当します。2007年の地教行法改正で文化及びスポーツに関する事務を首長が執行できるようになりましたが、教育委員会は予算に関する権限を持っていませんので、どれだけのお金を教育に使えるかは、最終的には首長の判断によります。

教育委員会は、合議制の執行機関です。首長が議会の同意を得て任命した原則5人、改正後は教育長及び4人の委員の教育委員で構成され、委員は任期4年、月に1回から2回の定例会のほか、臨時会、非公式の協議会などを通じて、教育行政における重要事項や基本方針を決定します。

今回の地方教育行政の組織、教育委員会に関する法律の一部を改正する法律は、教育行政における責任体制の明確化を目的としたもので、教育委員長と教育長が一本化され、新たな教育長は新制度や教育行政の責任者と明確に位置づけられました。教育行政の第一義的責任は、新教育長にあるものの、首長が総合教育会議を招集できるようになり、これまでより教育への責任が明確化されます。教育行政における責任体制について所見を伺います。

教育委員会の権限として、教育行政の執行権は、教育行政の中立性に配慮して、従来どおり教育委員会が持つことになりました。ただし、新たに首長が教育の目標や基本的な方針である大綱を決定すること、首長と教育委員会が総合教育会議で大綱の策定を含め、事務の協議・調整を行うことが定められました。これらは教育委員会の事務執行に首長の意見をより反映できるようにしたものと いえます。あわせて所見を伺います。

教育長の任命権は教育委員会から首長に移行し、教育委員会の指揮監督権は、委員長が教育委員会を代表することになったためになくなりました。

新教育長は会議のまとめ役と、事務の責任者を兼ねる、強い権限を持つ教育長となり、教育委員会組織内部では、教育長の役割が教育委員会と首長の関係では首長の役割が大きくなったと理解しますが、今後、首長と教育委員会の間でどのように事務、調整を行うのか、教育委員会、教育委員はどのように教育長の事務執行を監督していくのか、運用面での自治体ごとの多様性が広まるとともに、教育長、教育委員の力量がますます問われることになると思います。教育委員会の所見を伺います。

新教育長について伺います。

新教育長は、従来の教育長と教育委員長の職務をあわせ持つ常勤の職員で、教育委員長という役職はなくなり、新教育長が会議を主催して、委員会をまとめると同時に、具体的な事務を執行する責任者であり、事務局の指揮監督者となり、改正法では新教育長は首長が直接任命することになりました。罷免についても同様に首長が直接的に行いますが、本人の意に反してやめさせられることはありません。任命や罷免の際には議会の同意が必要です。新教育長の任期は、従来は4年だった任期が一般の教育委員とは違い、3年に短縮されました。現教育長は委員としての任期満了まで在職することができますが、改正法では首長が新教育長を前倒しで任命す

ることができますが、所見を伺います。

あわせて新教育長は教育委員会の代表であり教育行政に大きな権限と責任を持つ、教育行政の第一義的な責任者となる一方で、首長からは日常的な指揮監督も受けないなど、権限や責任が大幅に強まる中、地方教育行政の行方は、新教育長が鍵を握っていると言えます。所見を伺うとともに、教育長に対する指揮、監督を誰もできないという点も懸念されますが、今までは教育委員会がその権限を持っていたところですが、あわせて見解を伺います。

今回の改正のポイントとなっている総合教育会議について伺います。

総合教育会議は、首長が主催し、教育長や教育委員をメンバーとし、首長と教育委員会の間で教育について自由な意見交換、協議を行い、教育委員会の権限に属する事務と首長の権限に属する事務との調和を図ることが目的と言えますが、法律ではほとんど具体的な規定がありません。どのような運営が行われるかは、主催者である首長に委ねられます。運用次第という懸念がないわけではありません。実効性ある会議とするため、自治体が知恵を出すことが期待されます。行政の所見を伺います。

総合教育会議は、首長が設置し、地方公共団体の長と教育委員会によって構成され、会議の招集の権限は首長にあり、会議の開催時期、回数は特に決められておりませんが、総合教育会議の開催頻度について見解を伺います。

あわせて総合教育会議は首長が主宰するとされ、その事務局も首長部局におかれることが原則です。しかし、首長部局にそれだけのノウハウや人材があるとは限りません。教育に関する専門的な事項が会議の運営に不可欠であることを考えたとき、会議事務局を首長部局、教委事務局、どちらに置くのか見解を伺います。

会議は原則公開となっており、地域住民が協議をチェックすることが可能です。改正法では、首長には会議の議事録を作成し、公表する努力懸念が課せられています。議事録の公表について、公表するのもしないのか、概要のみののか、見解を伺います。

会議の透明性が求められます。総合教育会議では、地方の教育行政の方針である大綱をつくることが義務づけられています。大綱について所見を伺います。

大綱は地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものと認識します。首長が大綱を定め、

公表することになります。大綱の記載事項は各自治体の判断に委ねられていますが、どのような大綱にするかは首長に委ねられています。大綱の策定を通じて、首長の考え方が教育に極めて反映されやすくなったと言えます。教育の目標や施策の根本となる方針を策定する権限が、教育委員会から首長に移ることは大きな変更点であり、記載すべき内容が法律に明確な規定がない点を含め、懸念されるところですが、あわせて見解を伺います。

大綱は主に教育委員会が策定した教育振興協議計画に盛り込んでおり、既に策定している教育振興基本計画を大綱とみなすと判断した場合は、新たに大綱を策定する必要はないところですが、大綱の策定についてどのように策定するのか見解を伺います。

次に、新教育委員会制度による学校と事務局への影響について伺います。

まず、学校への影響については、地教行法第33条、学校等の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取り扱い、その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとするは、そのまま残り、教育委員会と学校との関係についての規定は変更ありません。事務局についても、それを統括する人物が新教育長に移行するものの、教育委員の意思決定に基づいて、事務執行がなされる点は改正前と変わりません。

学校や事務局の位置づけを直接規定する部分は大きく変更されていないところですが、教育委員会の認識を伺います。

教育委員会は、今回の法改正においても合議制執行機関として存続し、職務権限に変更はなく、基本的機能は維持されました。教育委員会は一般の行政機関から独立した地位を持つ、合議制の行政機関であり、合議制の執行機関です。執行機関とは、条例や予算、法令等で定められた事務をみずからの判断と責任で管理し、執行する義務を負う機関であると地方自治法に定められています。

合議制執行機関として維持されたところですが、首長という一人の人物が強い権限のもとで、教育について決定するものと異なり、複数の教育委員ができる限り多くの声を代表し、さまざまな意見をまとめて、専門家とともに教育行政を運営していこうとするものです。

公教育の基本的な理念にかなう仕組みと理解します。教育委員会の所見を伺います。

次に、小学校統廃合及び給食センターについて伺います。

人口の減少、少子高齢化が進む中、文部科学省は小学校統廃合促進へ、少子化で縮まる学校の規模をめぐり、約60年ぶりに公立小中学校を統合する際の基準を見直し、これまでの学級数や通学距離に加え、おおむね1時間とする通学時間の目安を示し、小中学校の統廃合をめぐる手引をまとめ、手引は多くの例示や着想を示しています。町においては、東庄町立小学校の統廃合計画が示されたところですが、使用可能教室数、通学手段を考慮したとき、笹川小学校に平成32年度に統合することは合理的と理解しますが、笹川小学校ありきの感は否めません。学校はまちづくりの拠点でもあります。住民への説明が必要です。説明のプロセスが重要です。行政が性急に統合を進めると、地域の不信を招きます。ある意味で通学区域の住民全てがスティックホルダーにほかなりません。保護者とともに住民に十分に説明し、意見を聞き、反映させることが欠かせません。教育委員会の認識を伺います。

あわせて必要最小限の改修という中で、改修の規模及び財政負担について伺います。

これまでの経緯を見ると、説明が不十分と言えます。財政負担、通学条件への手当てを含め、地域と時代の要請を踏まえて、より具体的な計画を立て、可能な限り内容を具体化し、より主体的に進めることが求められます。教育委員会の所見を伺います。

あわせて給食センターについて伺います。給食センターの建てかえは小学校統合と大きく関係すると思います。建てかえの時期及び場所、事業費、財源について教育委員会の方針を伺います。

あわせて食育基本法が05年に施行され、食育を知育・徳育・体育の基礎になるべきものと位置づけている中、食に関する意識が高まっている中、給食の方法についても伺います。

また、小学校統合同様、児童生徒数の減少傾向が予測される中、デリバリー化も考える必要があると思いますが、あわせて見解を伺います。

小学校統合同計画においては、位置と時期を示したのみ、何ら説明していません。給食センターを含め、財政負担、進学状況への手当てなど計画の全容を全て説明すべきです。とりあえずの感は否めません。将来的な構想も示して、理解を得ていくべきです。教育委員会の見解を伺います。

教育委員会改革で、自治体の長が総合教育会議を設置し、教育委員会と協議調整する場が設けられ、総合教育会議は、学校統廃合を協議、調整のテーマとしているため、首長の影響が強まるとも予想されます。あわせて所見を伺います。

統廃合は、ゴールではありません。肝心なのは、統合後どんな学校にするかです。教育環境と町の教育のあり方について、所見を伺います。

総合教育会議で、首長と教育委員会が協議、調整する場が設けられた中、学校のあり方は予算を握る首長と学校設置者の教委がともに考えるのにふさわしい主題になり得ます。学校のこれからを考えることは、地域の将来を展望することでもあります。教育環境に密接にかかわる部分で、首長の影響は強まることの懸念もありますが、教育委員会の所見を伺います。

学校施設の老朽化対策は全国的な問題になっており、老朽化した築30年超の割合は、県においては約7割、閉校後の校舎等の維持、管理に多額の費用がかかり、活用法に悩みを抱える自治体が全国各地に多い中、小中学校が地域社会のインフラである、事実から出発して、学校統廃合を跡地利用と一体にとらえ、持続性を考える必要があると思います。教育委員会の見解を伺うとともに、将来的には人口が減り、税収も減少し、学校を含めた公共施設を同じように維持、整備することは難しくなることが予想されます。校舎を複合施設化した学校が少しずつ数をふやしています。公民館、図書館等と一体化し、地域の教育の拠点とし、また学校など、複数の施設を一つにして、地域の拠点にする方法は考えていく必要があります。あわせて所見を伺います。

小中一貫教育については、将来的課題と位置づけているところですが、保護者の要望がある中、また実現に向けてという中で、文部科学省は学制改革で小中一貫校を制度化し、施設整備費の補助などで支援し、普及を後押しし、導入しやすくなるところですが、小中の6・3制は、戦後47年に始まり米国の制度の影響を受けたとされますが、その米国では、今、高校も合わせて5・3・4が主流になっています。子供の体や心の成長も早まっており、子供の発達段階については、小学校4年生から5年生あたりにあると言われていています。抽象的な認知能力が育ち始める時期です。現行の義務教育、6・3制は、小学校と中学校ではカリキュラムが連続していません。義務教育は途中で分けずに9年間で同じカリキュラムを共有する一貫教育をした方がいいのでは。教育委員会の意見を伺います。

町の教育環境のあり方、教育環境の充実について所見を伺います。教育の推進に当たっては、首長と教育委員会の本気度が時代を拓す計画と組織の協働を創出し、重要課題の実現を可能にします。教育サービスの受け手のより近くで、そのニーズを酌み取り、地域の実情に応じて主体的に教育の質を高め、地域における最適な状態を実現する必要があります。子供たちに身近な地方の行政が普遍的で共通の教育を保障する必要があります。子供たちに最善の教育環境を実現する必要があります。

教育は未来への投資と言われます。町の将来を担うのは今の子供たちです。これからの子供たちです。未来を託す子供たちの教育をどうするのか、教育の理念について、教育長の所見を伺います。

あわせて子供たちの教育には、家庭、学校、地域の連携、協働が必要です。教育を核として、新たな地域コミュニティを再構築する必要があると思います。あわせて所見を伺います。

次に質問事項の2、人口減少及び財政見通しについて質問します。

初めに、人口減少・少子高齢化について伺います。

日本の人口は2008年をピークに減少し、2060年には今の3分の2になってしまう、高齢化率も40%近くまで上昇するという推計がある中、北欧・米国・フランスなど、一部の例外を除き、先進諸国は軒並み少子化に悩まされ、危機感を共有しています。もちろん日本も例外ではありません。急激に人口減少、少子高齢化が進行していく中、特に地方圏を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。もちろん東庄町も例外ではありません。その原因として、晩婚化、結婚忌避が考えられます。男性の30から34歳の未婚率は1960年に9.9%だったのが、約5割に上り、一方で。女性の地位と実力の著しい向上は、職場への大量進出、自立可能からの結婚観の変化、他方で男性の側のニート、フリーター、派遣等による結婚困難な生活不安定の激増があり、それらが出生率の著しい低下を招いており、静止人口維持に必要な2.07%に遠く及ばず、これが大部分の町村自体の存立を脅かしていることは言うまでもないところです。何よりも肝心の適齢期若者の結婚忌避に対する改善策には、即効薬はなさそうですが、結婚するかしないかは本人次第です。行政施策としてとれるのは、側面からの支援に限られているからで、以下の婚活支援、医療費無料化など、さまざまな政策を行われているところですが、人口減少に歯どめをかけることが必要ですが、行政の認識を伺います。

手をこまねいては、負のスパイラルに陥ります。人口減少対策について、具体的に行政の考えをあわせてお聞きします。

安倍内閣の最重点課題として、地方創生を掲げ、地方の創生なくして日本の再生なしとし、安心して故郷に住み続けられる、地域で安心して暮らせるよう、人口減少に歯どめをかけることが必要であり、地域経済縮小の克服、市町村と住民が一体の意識を持った上で、地方の自主性、自立性を高めつつ、それぞれの発想と創意工夫で、各地域の特徴を生かして、自律的で持続的な社会の創生について述べているところですが、経済のグローバル化に伴うごく一部に限られた富裕層と増加する貧困層の両極化、格差拡大が深刻化、大きな社会問題にもなっており、その格差拡大は形を変えて自治体にも波及し、一部の富裕団体と大多数の貧困団体の格差が顕在化し、地域経済全体の衰退という深刻な危機に直面し、町村部では厳しい現実が存在します。

地方行政にとって、地域の活性化はまさに喫緊の課題です。住民生活の安全安心の確保や産業の活性化のために何が必要かを考え、道筋をつけていかなければなりません。進むべき道を指し示すことが求められます。

地方創生、地域の活性化について、行政の所見を伺います。

次に、財務情報の開示及び財政見通しについて伺います。

隣の銚子市や富津市など、自治体の財政危機が表面化し、第2の夕張かなどの報道がある中、地方財政は依然として厳しい状況にあります。地方分権改革が進められる一方で、自治体の責任も強化されつつあります。平成21年度から施行された財政健全化法は、自治体に財政の健全性に関する財政指標を公表させ、議会もその内容をチェックする責任を負わせました。夕張破綻のような悲劇を二度と繰り返さないためにも、新たに財政の健全化を促す制度がスタートしたわけです。総務省も自治体の決算情報を整備してきました。全ての自治体の財政状況を知ることができます。公会計制度改革も進められています。決算のあり方を考えていく上でも現金主義を通した財政の民主的統制と発生主義による財政運営にかかる説明責任をリンクさせていく必要があります。

財政面では、自治体に一層の計画性と健全性が求められます。自律、自立した自治体経営と地方財政の基礎となるのは格段に重要性を増した財務情報の信頼性確保と徹底した財務情報の開示です。財務情報の公開は、説明責任を全うしていく上で

不可欠ですし、財政運営の基本です。財政当局の認識を伺います。

あわせて12月議会において、平成25年度普通会計、全会計の財務書類の概要が報告されたところですが、早期の公表と普通会計のみならず、自治体単体の全会計がカバーされたところではあります。作成が求められているのは、自治体単体と連結の財務書類4表、また報告においては概要のみ、財務4表が添付されていません。財政当局の認識を伺います。

地方公共団体財政健全化法の可決に際して、国会は附帯決議を行いました。抜粋しますが、法律の施行を実効あらしめ、地方自治体の財政の健全性を高めるためには、自治体の財政状況を正確に把握することが不可欠であり、公会計制度の整備が急務である、企業会計を参考とした貸借対照表、その他の財務書類の整備の促進を図る措置を講じること、この場合の財務書類は地方独立行政法人、地方三公社、一定の出資法人等を含めた資産及び負債の状況等を総合的に把握することができるようなものにすることと述べられています。財務書類を整える意義に疑問を挟む余地はありません。財務諸表の整備は情報開示の充実という観点で重要なものです。発生主義会計による財務諸表は、財務情報を包括的にコンパクトな形式で示すことで、どのような経済活動が行われてきたかを開示することが主たる目的となります。

それ自体が財政分析のための資料ではなく、そもそも開示資料であるという位置づけを再確認すべきです。財務4表の公表について、財政当局の認識を伺います。

財政見通しについて伺います。

少子高齢社会の進展は自治体財政の視点、特に市町村にとっては脅威です。福祉や医療という住民サービス、社会保障費の増加に結びつき、固定経費の増加要因となる一方で、労働人口の減少が歳入の減少要因にもなるからです。地方財政制度の中心は、本来は地方税であるべきとされますが、自治体間の経済力の違いに基づく財政力格差が大きいことから、実態としては地方交付税です。税収も落ち込む一方、将来人口は地方交付税の算定基準となる基準財政需要額に直結している以上、地方交付税も減ります。小学校の統廃合、給食センターの建て替え、公共施設の老朽化問題もある中、財政的に大きい負担は適切に見込むことが必要です。財政見通しはさまざまなデータに基づいた将来の財政シミュレーションであり、将来の財政事情がどうなるかを明らかにしていく必要があります。財政当局の認識を伺うとともに、小学校統廃合、給食センターの建て替えの財政負担について伺います。

全国的に公共インフラや学校、公民館など、公共施設の老朽化が問題になっているところですが、鉄骨鉄筋、または鉄筋コンクリートづくりの建築物は50年、同構造の橋は60年が法定耐用年数とされており、総務省の調査によると、耐用年数を超えるか、10年以内に超えてしまう公共施設は全国で4割以上にも上る中、総務省は公共施設全体の状況を把握した上で更新や統廃合、長寿命化対策を計画的に行うための公共施設等総合管理計画の策定を全国の自治体に要請したところです。自治体は30年先の総人口や年代別人口を捉えた上で、最短、10年以上の計画策定を求められており、保有する全ての公共施設の維持管理、更新にかかる費用や財源の見通しなどについて、中長期的な展望を示す必要があり、地方公共団体においても3年以内にインフラ長寿命化事業化計画を策定すること等が期待されているところです。

公共施設の老朽化対策について、行政の認識と計画の策定について、進捗状況を伺います。

超高齢化が財政を直撃する可能性は否定できません。住民税の減少に直結してしまう、人口減少に対応できるような体制の構築、人口動態と社会保障費の増額を念頭に置いた財政の将来について、自治体はより具体的な展望を示すべきです。行政の所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林敏行君）

それでは、ご質問事項の1、教育行政と教育環境の充実について、質問要旨の1、新教育委員会制度についてでございます。

ご質問の内容が多岐にわたっておりますが、5点に集約して申し上げます。

1点目、新教育委員会制度の下での教育行政の責任体制についてでございます。新しい教育長は教育委員会の会務を総理するとともに、委員会の代表として会議を主宰することになります。さらに事務執行の責任者と事務局の指揮監督者として、第一義的責任を負うことが明確化されております。

2点目、教育委員会の事務執行に首長の意見がより反映できるようになったという点と、事務の調整という点についてのご質問についてでございます。

新制度では、首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」が設けられます。町の担当は総務課に置かれます。なお、議事録の作成、公表の具体的な部分につきましては、今後、検討されるということになります。

会議の中で協議、調整する事項は、教育行政の大綱策定、教育上、重点的に講ずべき施策、児童生徒等の保護など、緊急時に講ずべき措置とされております。そのため、教育行政に首長の果たす責任や役割が明確になり、首長は公の場で教育行政を議論するということが可能になりました。

同時に、首長と教育委員会が協議、調整することによって、教育の方向性を共有し、一致して執行に当たることも可能になっております。

3点目、教育委員による教育長の監督についてでございます。

教育委員によるチェック機能の強化としまして、教育委員の3分の1以上からの会議招集の請求が可能となっているほか、教育長には委任された事務の管理執行状況について、教育委員への報告義務が規定されているところでございます。

次に4点目、教育に関する大綱の策定についての件でございます。

この大綱とは、教育の目標、教育施策の根本的な方針ということで、総合教育会議で首長と教育委員会が協議調整を尽くしまして、首長が策定するものでございます。町の担当は総務課になりますが、新制度に移行してから具体的な内容を検討するということになります。

5点目、新制度の影響についてでございますが、教育委員会と学校の関係は現状と変わらないと考えられます。また、教育委員会も今までと同様に合議制の執行機関として機能するものとなっております。

事務局についても総合教育会議、教育に関する大綱の決定事項に基づき、施策を執行することになりますので、より円滑な運営が期待できるものと考えております。

次に、質問要旨の2、小学校統廃合及び給食センターの関係、4点でございます。

1点目、小学校統廃合につきましては、昨年8月教育委員会説明会を開催しまして、東庄町立小学校の統廃合計画案をお示しいたしました。多くの方々にご出席をいただき、ご意見をいただきました。その後、10月に「高齢者いきいきレクリエーション」と「ことぶき大学」で高齢者の皆様に、また、「行政協力員まちづくり会議」で、区長さん方にご説明をさせていただきました、

さらに11月、12月に神代保育園、笹川中央保育園、橘保育園を会場に保護者

の皆様にご説明をさせていただきました。さらに加えて来年度、保育所入所予定の保護者の皆様には、保健福祉総合センターで開催されました、入所説明会でご説明を申し上げます。

このように、教育委員会では、皆様のお集まりになる機会を捉えるなどいたしまして、ご説明するとともに、本年1月25日に町公民館で「小学校の統廃合について意見をいただく会」を開催したところでございます。

これらの説明会、意見をいただく会でいただいたご意見を踏まえまして、現在、東庄町立小学校統廃合計画案の策定作業を進めているところでございます。

次に2点目、小学校統廃合にかかわる改修の規模及び財政負担、通学条件への手当についてのご質問でございます。

今の見込みで、平成32年に統合する場合は、笹川小学校の施設をできる限りそのまま使用したいと考えておりますので、施設整備に関して申し上げますれば、大幅な改修はせずに経費も必要最小限に抑えたいというのが教育委員会の考えでございます。

ただし、児童数次第ですので、現時点で施設の整備が全く無いとは申し上げられません。

また、通学条件についてでございますが、笹川小学校の位置に決定となりますと今の笹川小学校区の児童は徒歩通学で、また、その他の学区についての児童についてはスクールバス通学でと想定されるところでございますので、今後、保護者の皆様など多くのご意見、ご要望をお伺いしながらの検討事項となります。

なお、スクールバスを運行する場合には、それなりの経費がかかることとなります。

3点目、学校給食センターの建て替えにつきましては、新東庄町学校給食センター整備構想案を現在取りまとめているところでありまして、具体的な内容につきましてはまだお示しできない状況でございます。

4点目、総合教育会議との関係でございます。新制度に移行してからの開催となりますが、協議の調整事項に教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策がありますので、小学校統廃合や給食センターの建て替えがこの総合教育会議の中で協議されることは当然と考えております。協議の結果、調整がついた、すなわち首長と教育委員会の双方が合意した場合には、お互いにその結果を尊重する義務が生ずると

いうことになっております。

次に、質問要旨の3、教育環境と町の教育のあり方、3点でございます。

1点目、廃校となる学校施設の跡地利用につきましては、先の説明会、また意見をいただく会でもご意見、ご要望は受けております。統廃合計画を進める中で、地域のご意見・ご要望等もさらにお伺いしながらの検討事項となります。議員のおっしゃるように、地域の教育拠点としての整備も選択肢の一つと考えられるところでございます。

2点目、小中一貫教育につきましては、これから教育委員会で鋭意研究検討を行ってまいります。よろしくお願い申し上げます。

3点目の教育のあり方につきましては、教育長よりお答え申し上げます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

教育長、小澤茂君。

教育長（小澤茂君）

それでは、3点目の町の教育のあり方、教育の理念について、私のほうからお答えいたします。

平成26年度東庄町教育施策の学校教育に21世紀をたくましく生きる東庄の子どもを育成を掲げてあります。

各幼稚園、小学校、中学校が共通理解を持って、連携をより一層深めながら、知徳体のバランスのとれた、意欲ある、活力ある子どもの育成に努めております。

本年度は特に学力の向上を重点において、各幼稚園、学校、ともに取り組んでいるところであります。

これからも園長先生、校長先生にリーダーシップを発揮していただいて、心身ともにたくましい子どもの育成を目指していけるように指導してまいりたいと思っております。

小学校の統合を進める中、教育環境の整備を初め、小中一貫教育、あるいは小中一貫型教育を検討してまいり所存です。

また、現在東庄町の各学校には、教育振興会を初め、PTAや学校を支援する諸団体があり、学校、保護者、地域が一体となった教育が展開されております。統合後も同様に、学校と町の全ての地域が一体となって、教育の構築のために努力して

いきたい、そういうふうに考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私から質問事項2の人口減少及び財政見通しについての要旨1、人口減少、少子高齢化についてお答えいたします。

人口減少は、労働力人口の減少や消費の縮小を招き、地域経済の縮小、そして生活サービスの低下、更なる人口流出を引き起こす悪循環でございます。この厳しい現実を受け止めているところでございます。

また、地方創生、地域活性化についても、人口減少、少子高齢化問題と同じ土俵であると認識しております。特に若い世代が安心して働き、希望どおり結婚、出産、子育てすることができる環境整備に官民挙げて取り組む必要があると考えるところでございます。

次に、要旨2の財政情報の開示及び財政見通しについては、4項目についてお答えいたします。

まず1点目、財務4表の公表の件ですが、平成25年度決算については、9月議会で決算認定となった後、特別会計や企業会計も含めて、速やかに作成し、先の12月議会、全員協議会で報告いたしましたところでございます。

ただし、連結については、当町の連結対象となる一部事務組合・広域連合が五つございまして、一つが香取広域市町村圏事務組合で、二つ目が香取市東庄町病院組合、三つ目が東総広域水道企業団、四つ目が千葉県市町村総合事務組合、最後五つ目が千葉県後期高齢者医療広域連合でございます。幾つかの組合にあっては、決算議会在終了した後に、必要資料の作成をお願いするため、12月議会までの作成は難しい状況でございます。

今までの議会全員協議会では、概要版と財務4表を配付していましたが、財務4表については、今回初めて特別会計、企業会計を含めたことにより、表が倍になり、項目も多くなりました。また、概要版についても、普通会計の4表と全会計の4表となり、ページ数が増加したことにより、今回は概要版のみ配付して説明いたしました。

今後は全て添付して説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

2点目としまして、将来の財政事情についてでございますが、議員がおっしゃられたとおり、歳入歳出面で多くの課題があると考えております。なお、今後の新規建設事業を除外して判断した場合、過去の決算状況の推移などから、将来の財政規模は徐々に縮小していくものと推測されます。長期的には減収を見込んで財政運営をしていきます。

また、小学校統廃合や給食センター建て替えにかかる財政負担については、先ほど教育委員会から答弁がありました。必要な財政負担については行っていきたいと思います。

3点目、公共施設の老朽化対策についてですが、国のインフラ長寿命化基本計画策定にあわせ、地方公共団体においても所有する公共施設等の全体状況を把握し、公共施設等の管理の基本的な方針を定めた計画、公共施設等総合管理計画を作成するよう求められております。

これは地方公共団体においても厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化し、施設の最適な配置を行うことを目的としております。

当町においても、まず公共施設等の状況を把握するためにも、今後、固定資産台帳の整備を行い、その後、公共施設等総合管理計画を作成する予定でおります。

4点目としまして、将来の展望についてですが、先ほど申し上げましたとおり、財政規模は徐々に縮小していくと思われ。当町の場合、起債残高は減少傾向にあり、また財政調整基金は増加傾向にあります。過大な施設を有することもなく、老朽化施設も少なく、現段階での財政運営は健全な状況を維持していると考えております。

そして、人口減少、少子高齢化については、日本全体の傾向であります。全国が同じ問題を抱えていると認識しております。

東庄町としても今後も議員各位のお知恵をお借りし、住民の皆様のご協力、ご理解を得ながら、精いっぱい努力してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

あまり時間がないんですけれども、新しい教育委員会制度については、合議制の執行機関として残された点は非常によかったと思うんですけれども、ただ、今回の改正については、首長の権限がかなり強くなる。教育長の権限も強くなりますけれども、それに関して、これから首長と教育長の資質次第、その懸念はありますけれども、執行機関として残された点はいいと思うんですけれども、ただ、責任の明確化と政治的中立性・安定性・継続性に関してはある程度矛盾する点があると思うんですけれど、本質的に両立しがたい側面もあります。教育委員会の認識を伺います。ただ、今回の改正に当たっては、一番懸念されるのは教育長に対する指揮監督権が誰もできないという部分になる権限が強まった教育長、これに関しては、教育委員さんの重要性も増していると思うんですけれども、やはり教育委員会、今までの教育委員さんと違った視点で責任の重要性があると考えます。教育委員の人材を得ることがチェック機能にもなると思います。今回の改正については、やはり首長、教育長、教育委員、そういうことはうまくいけばいいですけど、やはり個人的な心情とか価値観を持った首長、また、そういう教育長が現れたとき、どうなるか。その懸念は当然起こると思います。その辺がやはり教育委員さんにしっかり、指揮監督権はなくなったとはいえ、個人に揺さぶられる懸念の残る中、やはり教育行政ですから、保護者の方、地域の声とか、その意見を十分に酌み取って、それを入れるという部分は、やはり教育委員として重要だと思います。

それと、総合教育会議には、決定権はないわけですね。合議制の執行機関として残された以上は、教育委員会に執行権があるわけですから、首長が主宰して、首長が目標や施策を策定しても、決定権は教育委員会にあるわけですから、やはり協議、調整して、調整ができなかった事項は、首長は大綱に記載することができると思いますが、教育委員会としては執行しなくてもいいわけですよ。ただ、そうかといって、教育長も教育委員も首長から任命される。その意向を無視することはできないとか、こういう矛盾は出てくると思うんですけれども、その点に関しては、やはり将来的な懸念は残りますけれども、そこら辺はどう考えているのかお聞きします。

それとあと小学校統合、給食センターについてなんですけれども、これも昨年以

来、意見を聞く会、検討委員会とかいろいろやっていますけれども、意見を聞く会を何回か開いておりますけれども、やはり何ら説明していません。それは、はっきり言えます。やはり事業を計画するには、事業の概要、規模、事業費、将来的な見通し、全て詳しく内容を提示して、説明すべきだと思います。これは説明責任があると思います。

やはり我々議会もそうですけれども、財政負担についても説明してもらわないと判断ができないし、じゃあ将来的にどのようにするのか、今現在、新しいのもついたら、どのぐらいかかるんだろうか。じゃあ将来的な負担はどうなる。そうかといって、小学校、ないしは中学校の耐用年数を考えたときに、老朽化の問題があるわけですから、永久的に30年も40年ももつとは思わないですね。そうすると15年後、20年後にそれをやるのか、そのときやっぱり、単に先送りとも言えると思うんですが、それを検討する資料を与えないで、意見を求めてもなかなか難しいと思うんですが、住民に対しても議会に対しても、判断する材料を与えるべきだと思います。議会に対してもそうですけれども、いつも、じゃあ情報を公開しないで、判断する根拠を示さないで、意見を言えといっても、できないところがあると思います。教育委員会としてはなかなかそこら辺が難しいでしょうけれども、これに対しては答弁は要らないですけれども、やはりしっかり説明はすべきだと思います。

それと教育のあり方については、そういう問題ではなくて、これからの町の将来を託すというか、将来の子供たちの教育をどうするかです。では統合してどういう学校をつくるのか、教育長、さっき教育のあり方については述べられましたけれども、そうじゃなくて、小学校を統合したらば、小中一貫校を含めてそうなんですけれども、どんな学校にするのか、今、いろいろな図書館を活用した調べ学習を中心とした学校づくりとか、英語に特化した学校とか、その辺あるわけですから、やはり小さい東庄町として、こういう学校をつくるんだとか、英語に特化したというか、やはり小学校ですから、発音が重要という部分を重視すれば、ネイティブのほうがいいでしょうから、そういう先生を呼んで、そういう特化した学校をつくるんだとか、しっかりした教育の理念を持って、ただ、統合するんじゃないで、そういう着想も必要かと思います。

それとあと連結、財務書類というか、財務4表については、資料的に多くなるとかなんとかと言ったけれども、そういう問題じゃないでしょう、これは。やはり議

会に対しての報告ですから、そういう問題じゃ、概要だけ説明すればいいという問題ではないと。広報等で住民に対する説明では概要のみという説明でいいかもしれないけれども、議会に対する報告ですから、概要のみというのはやはりおかしいと思います。財務4表があって概要があるわだから。財務4表を示さないで概要を説明する、これは本末転倒ですよ。財務4表を添付して、説明は概要を説明すればいいんであって、それはやはり違うと思うんですけれども、それと議会にとっては、その内容はチェックする責任があります。概要のみではチェックできません。やはりいろいろ細かい点でチェックは必要。ただ、公会計制度における財務4表は、財政分析にはそれほど必要ないですよ。財政分析は決算統計だけで十分でしょうけれども、財政分析についてはまた何うとして、やはり財務4表の公表は、財政分析のための資料ではなく、開示資料であるという位置づけですから、その辺を考えたときに、本体じゃなくて、やはり概要のみというのは、これは確かにおかしいと思います。その辺の認識をお聞きしますけれども、それと公会計制度における財務4表については、今回は本体、全部、ただ連結に関しては合算、調整する事務的負荷はあると思いますが、やはり一部事務組合とかを含めた財務状況のほうが重要であって、やはりこれは連結の財務4表は作成すべきものと思います。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、再質問の中でも、総合教育会議の執行権の関係でございますけれども、先ほど議員おっしゃるとおり、会議の中で、協議のつかなかった事項、調整が整わなかった事項、これについては、執行する必要はございません。これは明らかにうたわれていることでございます。

調整のついたもの、お互いが合意して、調整がついたもの、これについては先ほど申し上げましたとおり、尊重義務がかかっておりますので、これは誠実に確実に実行していくということになります。ご理解のほど、お願い申し上げます。

また小学校統廃合の関係と、小中一貫教育、また将来の学校の姿、これにつきましては、今後、計画等でまたご説明の中で提示させていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

財務4表の件につきましては、先ほど私が答弁したとおりでございます。今後、全ての表につきましては、議会全員協議会に提出したいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

新しい教育委員会制度については制度上やはりいろいろ懸念される面があるのは確かだと思います。合議制執行機関としては、残された点は、個人的にはよかったと思うんですけれども、やはり運用次第という面がかなり懸念される面があるものですから、その辺は対応をしっかりと教育委員会としてやってもらいたいと思うんですけれども、ただ、今、首長と教育委員会の関係については、やはり矛盾する点や、こういう首長が出たときとかがあり得ると思うんですね。首長や教育長の権限が強まり、個人に揺さぶられる懸念はあります。それとあとやはり子供たちの教育ですから、町の将来は、今の子供たちにかかっているわけですから、今後、統合ありきではなくて、どういう学校をつくるのか、それが一番重要であり、統合の説明でも何でも、子供たちの教育が大事ですと言いながら、この教育のあり方が全然語られないというか、具体的内容の部分になって、それは残念なんですけれども、子供たちの教育環境を考えて、必要なある程度の施設を整えて、そんな発想を持ってやってもらいたいと思っております。

それと小中一貫校について将来的検討課題と位置づけていますけれども、やはり今の6・3制よりは小中一貫校のほうが個人的にはいいと思います。ああいう9年間を同じカリキュラムを共有する一貫教育の方が、これは学制改革にかかっていますけれども、やはり子供たちの教育の問題ですから、しっかりと教育委員会にやってもらいたいと思っております。

あと財務書類については答弁は求めませんが、連結財務書類も含めて、財政当局にはしっかりやっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で城之内一男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。4時5分の再開といたします。

(午後 3時47分 休憩)

(午後 4時05分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の候補者の推薦でございますが、氏名、北見忠昭。一昨年の小南の区長さんであります。非常に人物的にも適任であります。

よろしくお願いを申し上げて、皆様のご意見を賜りますよう、お願いいたします。

議長(鎌形寿一君)

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第7、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産審査委員会委員の選任でございますが、現在、宇井秀雄さんをお願いをしております。任期満了のために再任をしたい旨、皆様方をお願いを申し上げる次第でございます。

よろしくをお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第1号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第8、議案第2号、東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定することについて及び日程第9、議案第3号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等

の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第2号、東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定することについて及び議案第3号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この二つの条例は、平成25年に公布された第3次一括法に基づき介護保険法が改正をされ、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び指定介護予防支援に関する基準を市町村の条例で定めることとされたことにより制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長(石毛克身君)

それでは、議案書の5ページをごらんいただきたいと存じます。

町長の提案理由にもありましたように、第3次一括法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法が改正されたことに伴い、国の省令を基本として町の条例を制定するものでございます。

初めに、東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例についてですが、これは地域包括支援センターが事業を実施するた

めに定めるものでございます。

第1条は、この条例の根拠法を定めるものでございます。

第2条では、包括的支援事業と地域包括支援センター及び第1号被保険者の定義を定めています。

第3条では、包括的支援事業の基本方針を規定しています。

第4条は、地域包括支援センターの職員に関する規定を定めております。第1号被保険者の人数に対する保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などの員数を規定しています。

第5条では、地域包括支援センターの適正な運営の確保について定めています。

附則については、施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてですが、これは要支援認定者のケアプラン作成等にかかる指定介護予防支援に関する基準を定めています。

第1条は、この条例の根拠法を定めるものでございます。

第2条では、事業者の指定に関して法人以外は指定できないことを規定しています。

第3条では、事業者に対して利用者の立場に立ったサービスを適正に提供するための基本方針を規定しています。

第4条並びに第5条では、事業所に必要な人員と管理者の設置について規定しています。

第6条から第30条では、第3条に規定する基本方針に基づき、支援方法や運営規程、記録の整備などのサービス提供に関する規定を定めています。

なお、18ページをお開きください。

第30条第2項で記録の保存期間を規定していますが、国の省令では2年間となっていますが、介護給付費の返還請求権が5年間とされているため、独自基準として記録の保存期間を5年間と決めました。

第31条から第33条では、利用者に質の高いサービスを提供できるよう、事業所の担当職員に対して具体的な取扱方針を規定しています。

第34条については、東庄町の被保険者で町外に居住している要支援者がサービスの提供を受ける場合の準用規定でございます。

附則については、施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第2号、東庄町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第4号、東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例を制定することについて及び日程第11、議案第5号、東庄町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第4号、東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例を制定することについて及び議案第5号、東庄町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

平成24年に交付された子ども・子育て支援法が平成27年4月1日より本格施行されることに伴い、保育料等に関する条例の新規定及び一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長(石毛克身君)

それでは、議案書の26ページをごらんいただきたいと思います。

東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例の内容についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、平成24年度に成立した子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園や保育所等の保育料の額を定める根拠となる条例を制定するものでございます。

第1条は、この条例の根拠法を定めているものでございます。

第2条第1項では、利用者負担額について、世帯の所得状況及びその他の事情を

勘案して、町が規則で定めることを規定しています。

また、同条第2項では、特定保育所にかかる保育認定子どもの年齢等に応じた利用者負担額を定めることを規定しています。

第3条では、利用者負担額の減免を規定しております。

附則第1号は、施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

附則第2号では、利用者負担額に関する準備行為を施行期日前に行うことができることを規定しています。

以上で説明を終わります。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、議案第5号でございます。お手数ですが、参考資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

町長の提案理由にありましたように、平成27年4月から子ども・子育て支援法が本格施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

まず、題名については、「東庄町立幼稚園保育料等徴収条例」の「等」を取りまして、「東庄町立幼稚園保育料徴収条例」に改めます

第1条では、幼稚園の入園料の徴収を廃止いたしますので、記載されております該当の文言を削除いたします。

第2条の見出し、括弧書きの部分ですが、入園料の廃止に伴いまして、「保育料等の額」の「等」を取りまして、「保育料の額」に改めます。

改正案の第2条第1項では、保育料徴収の根拠規定でありまして、保育料については規則で定めることにより納付しなければならないとするものでございます。

次に、現行の第2項を改正案のほうでは第3項に繰り下げます。改正案の第2項には、保育料、つまり保育にかかる費用の範囲の規定でありまして、いわゆる公定価格の額とする旨を定めております。

なお、現行のほうの条例、第2条第1項で定めている保育料につきましては、保育にかかる費用のうち利用者負担額のみが記載されているということでご理解をいただきたいと存じます。

続いて、第3条の見出しの「保育料等の納付」から「等」を取りまして、「保育

料の納付」に改める。改正案では、条文中の入園料にかかわる記載を削除いたします。

次に、お手数ですが、議案書の28ページをごらんいただきたいと存じます。

附則第1項は、施行期日の規定であります。子ども・子育て支援法の施行日である平成27年4月1日をもって東庄町でも施行日とするものでございます。

附則第2項は、経過措置の規定でございます。保育料の未払いがあった場合等に備えるため、その扱いについては従前の例による旨の経過措置を置くものでございます。

なお、平成27年度からの利用者負担額につきましては、所得段階に応じて、今後、規則で定めることとなりますが、子ども・子育て支援の観点から、現行の月額4,400円から、これを減額いたしまして、月額3,000円での調整を考えております。

また、これまで減免を行ってまいりました所得の低い世帯につきましては、これを無料とする方向で調整をしたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第4号、東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号、東庄町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第6号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第6号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、軽自動車税の減免手続におきまして、身体障害者の方と生計を一にする方が所有する軽自動車について、当該身体障害者の方の年齢要件を削除し、対象範囲を自動車税と同じにするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、議案第6号に関しまして、内容の説明を申し上げます。

参考資料の2ページをごらんください。新旧対照表が掲載されております。

現行では、身体障害者等に対する軽自動車税の減免につきまして、第90条の1号にあるように、所有者の範囲として身体障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等の場合、当該身体障害者が18歳未満であることが必要な条件となっております。

しかし、県が徴収いたします自動車税におきましては、当該身体障害者にかかる18歳未満という年齢要件がございません。つきましては、この年齢要件を改正案のように削除いたしまして、所有者の対象範囲を自動車税と同じに改め、税の公平性を図りたいと考えております。

なお、この改正は平成27年4月1日から施行予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第6号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第7号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第7号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率は、3年ごとに見直しをする介護保険事業計画の策定にあわせて定めることになっております。本年度は平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期東庄町介護保険事業計画を策定しており、これに伴い介護保険料率を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長(石毛克身君)

それでは、議案書の32ページをごらんいただきたいと存じます。

東庄町介護保険条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期東庄町介護保険事業計画の策定に当たり、第1号被保険者の保険料率等を改めるものでございます。

恐れ入りますが、参考資料3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第7条は、平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めるもので、介護保険法関係法令の改正により、第1号被保険者の保険料率に関する基準が6段階区分から9段階区分に改正されたことに伴い、第1号から第9号まで、所得段階別に保険料率を定めるものでございます。

介護保険料の算出については、3年間の計画期間で見込まれる保険給付費等の総

額のうち第1号被保険者の負担分である22%相当額を第1号被保険者の総数で割り返しまして基準額を定めます。その後、段階ごとに定められている調整率を乗じまして、保険料を算出しております。

現在の保険料につきましては、右の表にありますように、第1号から第6号までの6段階で、基準額は本人が市町村民税非課税である第4号の4万8,600円でございます。

これが第6期介護保険事業計画の策定により、介護給付費の大幅な増加が見込まれるため、表の左側にありますように基準額が第5号の5万7,120円となり、第5期介護保険事業計画の基準額に比べて金額で8,520円の増、率で17.5%の増となります。

第1号から第9号までの各段階の保険料を順に申し上げますと、第1号が基準額に調整率0.5を乗じた2万8,560円。第2号及び第3号が基準額に0.75を乗じた4万2,840円。第4号が基準額に0.9を乗じた5万1,400円。第6号が基準額に1.2を乗じた6万8,540円。第7号が基準額に1.3を乗じた7万4,250円。第8号が基準額に1.5を乗じた8万5,680円。第9号が基準額に1.7を乗じた9万7,100円となっております。

4ページをお開きください。

第9条は、関係法令の改正による引用条項の追加に伴う改正でございます。

附則第8条は、医療介護総合確保推進法により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業等を実施するための経過措置を規定しております。

それでは、議案書の32ページに戻っていただきます。

附則第1条は、施行期日の規定で、平成27年4月1日から施行するものでございます。

33ページをお開きください。

附則第2条は、経過措置の規定で、平成27年度以降に平成26年度以前の過年度分の保険料の調定を行う場合、平成26年度以前の保険料率を用いることを規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第7号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第8号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて及び日程第15、議案第9号、教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

ただいま一括議題となりました議案第8号及び議案第9号について、提案理由を申し上げます。

平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係する諸条例について必要な整備を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、議案書の35ページになります。議案第8号でございます。

町長の提案理由にありましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律がこの4月から施行されることによりまして、教育委員会制度が大きく変わってまいります。

特に大きな改正点は、教育委員会を代表する教育委員長、事務局を統括する教育長を一本化しまして、新しい教育長が置かれました。これまでの教育委員会の委員長が廃止されることとなります。

この改正に伴いまして、現行の町の諸条例の中に教育委員会の委員長を規定しているものにつきましては、これを教育委員会の教育長に書き改めるとともに、必要な条文等の修正、あるいは新しい条例の整備を行うものでございます。

それでは、お手数ですが、参考資料の6ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

東庄町議会委員会条例第17条につきましては、教育委員会の委員長を教育長に改めるものでございます。

次に7ページ、東庄町職員定数条例の第1条、括弧書きについて、現行の「教育長及び」を改正案のとおり削除するものでございます。

8ページでございます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例のうち、別表1では現行掲げております教育委員会委員長の月額報酬を改正案では削除するとともに、別表2の費用弁償についても現行の教育委員会委員長を改正案では削除するものでございます。

10ページ、東庄町特別職報酬等審議会条例、第3条については、現行の町長・副町長に、改正案では教育長を加えるものでございます。

11ページ、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、第1条では、改正案で第3号に教育長を加えます。それに伴いまして、別表第1に教育長の給料として56万5,000円を加え、別表第2の旅費についても記載のとおり書

き加えるものでございます。

なお、給料及び旅費の額につきましては、これまでと同額でございます。

次に、お手数ですが、議案書の36ページをごらんいただきたいと存じます。

真ん中あたりになります。第6条ですが、これまで定めておりました教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例につきましては、これを廃止するものでございます。

続く附則第1項から第7項については、以上申し上げました条例の経過措置の規定でございます。現在の教育長は在任特例として教育委員としての任期満了まで従前の例により在職するとされておりますので、経過措置を設けているものでございます。

次に、議案書の40ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第9号、教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例を制定することについて申し上げます。

今回の改正により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条に新しい教育長の服務が規定されました。その第4項で、教育長は常勤とされ、第5項には教育長の職務専念義務が規定されています。これに伴い、この4月1日以降に就任する教育長の職務に専念する義務の特例と勤務時間については、東庄町教育委員会の定めるところにより、一般職の職員の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。初めに、議案第8号、地

方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長より申し上げます。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第16、議案第10号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第10号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法により、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めなければならないとされております。

平成26年度の国の人事院勧告と千葉県人事委員会勧告では、平成26年度分の

給与改定と平成27年度における給与の総合的な見直しの2段階の内容が盛り込まれておりました。

本町におきましては、平成26年度分の給与改定につきましては12月議会で決決定をいただいております。今回は平成27年度分の給与改定を国と千葉県に準じて実施するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、議案第10号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明をいたします。

恐れ入ります。議案参考資料の13ページをお願いいたします。

初めに、第13条の改正であります。これは勤務1時間当たりの給与額の算出を規定しており、時間外勤務手当等の算出に使うもので、現在の1時間当たり単価を算定する際に用いる職員の労働時間には、祝日等が含まれていますので、これを労働基準法の規定を踏まえ、労働時間から祝日等を差し引くための改正であります。

次に、13ページの下、5行目から14ページの中段までは、第13条の2、管理職員特別勤務手当の見直しであります。現在、管理職員が週休日や祝日に勤務した場合には特別勤務手当を支給しておりますが、自然災害に対応する緊急の必要により平日深夜午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、勤務1回につき5,000円を超えない範囲で支給する内容を新たに追加するものでございます。

次は15ページの下の方でございます。給料表を引き下げるものでございます。官民格差を考慮し、給料表の若年層であります、1級と2級の一部の号給は引き下げずに、他の級の給料月額を平均2%引き下げる改正であります。

なお、医師の確保を考慮し、医師の給料表は引き下げずに、ほかの全ての給料表を引き下げるものでございます。

なお、この給料表の引き下げの経過措置として、3年間の現給保障を実施いたします。

以上が今回の給与条例改正の主な内容でございます。平成27年4月1日に適用

されるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第10号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第11号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第7号）から日程第20、議案第14号、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました平成26年度東庄町一般会計補正予算（第7号）から平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、4

会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

最初に議案第11号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,231万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,868万5,000円とするものでございます。

このほか第2条繰越明許費で地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる諸経費を第3条債務負担行為で地方自治法第214条の規定により期間や限度額の設定を行っております。

まず、歳入歳出予算補正の主な内容でございますが、総務関係では、番号制度、いわゆるマイナンバー制にかかわるシステム整備の経費を補正しております。

次に福祉関係では、障害者福祉サービスとして行う給付事業の増額分を補正いたしました。

このほか、一部事業廃止のありました竜神台にあります竜神苑における補助金の返還についても歳入歳出で計上しております。

次に、衛生関係では、香取市東庄町病院組合負担金で、病院建て替え担当派遣職員の人件費にかかる負担金の補正を行っております。

続いて、農業関係では、農地の貸し借りをする方への助成として、農地流動化推進助成金を増額計上しております。

次に、土木関係でございますけれども、下総橋駅前駐車場整備工事に伴う電柱移転費を計上いたしております。

最後に、積立金といたしまして、ふるさと応援基金にご寄附をいただいた寄附金を基金に積み立てるものでございます。

なお、歳入においては、歳出に伴う国県補助金や給付金及び諸収入を補正し、歳入が歳出に不足する部分については繰越金を補正しております。

以上、一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

続いて、議案第12号、平成26年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,853万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ22億251万1,000円とするもの

でございます。

保険給付費及び諸支出金に不足が生じたので、増額補正をするもの、また、繰越明許費について定めるものでございます。

続いて、議案第13号、平成26年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費について定めるものでございます。

最後に、議案第14号、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ11億8,634万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出において介護保険制度改正等に伴うシステム改修にかかわる委託料の増額を補正するものでございます。

財源としましては、国の補助金をもって充て、なお不足する額を前年度繰越金で充てるものでございます。

以上、4会計の補正予算について提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君)

それでは、平成26年度東庄町一般会計補正予算(第7号)の内容について説明させていただきます。

議案書の69ページをお願いいたします。

最初に、歳出から申し上げます。

2款総務費・1項1目総務管理費、一般管理費、19節番号制度に係る中間サーバ負担金98万1,000円。個人番号制度については、平成28年1月からの利用開始に向け、現在、システム整備が進められていますが、全国に2カ所整備される中間サーバの負担金が発生するため、予算計上するものでございます。

次に、3款民生費・1項1目社会福祉費、社会福祉総務費、20節障害児通所給付金218万4,000円と自立支援給付費730万2,000円は、障害福祉サービスとして行う給付事業で、人数及び件数の増による補正となっております。

次の23節49万8,000円は、障害者自立支援給付費と障害児施設措置費の国庫負担金の返還金で、平成25年度事業の精算に伴うものでございます。

次の2目社会福祉施設費の19節14万4,000円は、香取市にあります地域活動支援センターおみがわの負担金となっております。地域活動支援センターは、障害者自立支援法に基づく施設ですが、平成27年度より指定管理者制度に移行するに当たり、修繕が必要となったため、その費用のうち負担割合30%分を補正しております。

続いて、23節地域介護・福祉空間整備等交付金返還金1,500万円は、平成19年度に竜神苑整備に補助しました県交付金の返還金となっております。

竜神台にあります竜神苑が小規模多機能型居宅介護事業を26年8月に廃止したことに伴い、補助金の返還が発生したのですが、既に事業者から町に全額納入されており、今後、町から県に返還するものでございます。

次に、4款衛生費・1項1目保健衛生費、保健衛生総務費の19節香取市東庄町病院組合負担金201万2,000円。小見川総合病院の建て替え検討に伴い、平成26年6月より担当職員二人が香取市より病院組合に派遣となっており、その人件費について東庄町の負担割合14%分を補正するものでございます。

次のページに移りまして、7目保健福祉総合センター管理費の11節修繕料40万円。保健福祉総合センターのエアコン室外機と照明機器の修繕にかかる補正でございます。

次に、5款農林水産業費・1項2目農業費、農業総務費の19節農地流動化推進助成金161万3,000円。町では農地の貸し借りを推進し、農地集積を図るために農地流動化推進助成金を交付しておりますが、申請者の増により、当初予算に不足する額を補正するものでございます。

同じく農業費の5目農地費の13節保全管理状況図作成委託料16万9,000円。農地の保全管理を行うための経費の補正となっております。

続いて、6款商工費・1項1目商工費、商工総務費の13節資格支援事業委託料1万4,000円。緊急雇用創出事業として26年度、27年度に行う事業で、町

内の老人福祉施設で介護職員として働く者の資格取得を支援するための経費となっております。

7款土木費・4項2目都市計画費、公園費の22節122万1,000円。現在工事中の下総橋駅前駐車場整備に伴う電柱移転費として補正するものでございます。

歳出の最後、19款諸支出金、基金費ですが、今年度にふるさと応援基金でご寄附をいただきました77万5,000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について申し上げます。議案書の68ページをお願いいたします。

14款国庫支出金・1項2目国庫負担金、民生費国庫負担金・1節障害児者福祉費負担金291万9,000円。歳出で申し上げました2件の給付費の負担金で、障害者自立支援給付費負担金202万2,000円と障害児入所給付費等国庫負担金89万7,000円でございます。

続いて、2項1目国庫補助金・総務費国庫補助金の1節番号制度導入経費補助金98万1,000円は、全額番号制度にかかる中間サーバ負担金の財源となっております。

続いて、15款県支出金・1項2目県負担金、民生費負担金、1節障害児者福祉費負担金174万9,000円。先ほど国庫支出金でも申し上げましたが、民生費の2件の給付費にかかる県補助金でございます。

次に、2項4目・県補助金農林水産業費補助金、5節で農地・水保全管理支払推進交付金18万4,000円。農地費の保全管理状況図作成委託料の補助金で、一部財源振り替えがございますので、歳出補正額より多い金額となっております。

次の7目商工費補助金、1節千葉県緊急雇用創出事業補助金1万4,000円は、商工費の資格支援事業委託料の補助金でございます。

次に、17款寄附金ですが、指定寄附としてふるさと応援基金の77万5,000円。ふるさと応援基金では、今年度は15人の方よりご寄附をいただいております。

一つ飛びまして、20款諸収入・5項3目雑入では、財産処分に係る納付金として1,500万円、歳出で申し上げました竜神苑の一部事業廃止に伴う返還金として町に納付いただいております。

最後に、歳入が歳出に不足する1,069万1,000円について、19款繰越金の前年度繰越金で補正するものでございます。

続いて、第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を定めるものでございます。

65ページの第2表をお願いします。

2款総務費から3款民生費までの3件の繰越は番号制度に係るシステム改修委託にかかるもので、徴税費は251万5,000円、児童福祉費では15万1,000円、国民年金事務取扱費で4万3,000円となっております。

次の7款土木費、3件でございます。2項道路橋梁費で測量調査設計業務776万2,000円は工業団地から小南海上方面に向かう道路、道路改良工事1,305万2,000円につきましては本郷地先の道路、4項都市計画費公園施設整備工事1,820万円は下総橋駅前駐車場整備工事となっております。

次の9款教育費は2点ございまして、屋内運動場非構造部材耐震工事設計業務の小学校費756万5,000円、中学校費が161万6,000円となっております。

続きまして、第3表、債務負担行為の設定でございます。国営大利根用水土地改良事業で平成26年度に負担協定書を締結し、工事終了翌年の平成36年度に一括償還、限度額を1,335万3,000円に設定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、私のほうからは、議案第12号、平成26年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）と議案第13号、平成26年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、続けて内容説明をさせていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計でございます。

歳出から申し上げます。議案書の76ページをごらんください。

2款保険給付費・5項葬祭諸費・1目葬祭費におきまして、不足が予測されるため、50万円の増額補正を行ったものであります。

また、11款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・3目償還金につきましては、平成25年度の国庫補助金、これも確定に伴いまして精算を行うため返還金1,803万3,000円を増額するものでございます。

続いて、歳入でございます。75ページをごらんください。

歳出を行うに当たり、財源を前年度繰越金によって1,853万3,000円、増額補正するものでございます。

続きまして、73ページをごらんください。

今回、番号制度にかかるシステム改修に関する経費30万2,000円を翌年度へ繰り越しするため、第2表のとおり繰越明許費を定めてございます。

以上が国民健康保険特別会計の補正予算でございます。

続きまして、議案第13号、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

今回、一般歳出の補正はございません。繰越明許費の計上をさせていただいております。78ページをごらんください。

第1表のとおり番号制度に係るシステム改修にかかる経費を繰り越すものでございます。金額は4万3,000円を繰り越すものでございます。

国民健康保険、後期高齢者医療等、特別会計にかかる内容説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容をご説明申し上げます。

歳出よりご説明申し上げます。議案書の84ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費24万5,000円の増額につきましては、介護保険制度改正及び介護保険認定ソフト改訂に伴うシステム改修による委託料を補正するものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。83ページをごらんいただきたいと思います。

3款国庫支出金9万7,000円の増額につきましては、歳出の総務費、委託料に計上しました介護保険制度改正に伴うシステム改修費用19万4,000円に対応するもので、2分の1の補助金でございます。

8款繰越金14万8,000円の増額につきましては、歳出の総務費委託料に計

上しました介護保険制度改正及び介護保険認定ソフト改訂に伴うシステム改修に対して、国の補助金を充てて、なお不足する財源について前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第11号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成26年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成26年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

(午後 5時18分 延会)